

胎内市障がい者計画
第3期胎内市障がい福祉計画

平成24年3月

胎内市

はじめに

障がいのある方に対する福祉サービスについては、措置制度から、支援費制度、障害者自立支援法、そしてさらに障害者総合福祉法（仮称）へと改革が進められています。

胎内市では、こうした国の大きな制度の変更の中で、地域の障がいのある方やその家族の方々が安心して生活ができ、必要な福祉サービスが享受できるよう、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定を行ったところです。

本計画の策定にあたりましては、障害のある方々にアンケート調査を実施するとともに、関係団体から策定委員会の委員としてご参加いただくなど、障がいのある方々のご意見を積極的にお聞きしてまいりました。

計画においては、障がいのある方に対する福祉サービスの充実や、保健・医療などの対策はもちろんのこと、障がいのある人もない人も同じように自己実現や社会参加ができるよう、文化、学習、就労など日常生活のいろいろな面について検討し、その実現を目指しております。計画の推進にあたっては、国、県、各福祉関係団体等の連携はもとより、ボランティア活動を含めた地域における市民の皆様の協力と理解が不可欠でありますので、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「胎内市障がい者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、「胎内市自立支援協議会」の委員及び専門部会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

胎内市長 吉田 和夫

目 次

第 1 編 胎内市障がい者計画

第 1 章 計画策定の概要	3
第 1 節 計画策定の背景.....	3
第 2 節 計画の位置づけ.....	4
第 3 節 計画の概要と期間.....	5
1 「第 2 次障がい者計画」の策定.....	5
2 計画の見直し.....	5
第 4 節 障がい者の範囲.....	5
第 5 節 計画の策定体制.....	6
1 庁内の連携.....	6
2 関連福祉施策との連携.....	6
3 アンケートの実施.....	6
4 市民参加による計画策定.....	6
5 広域的な連携.....	6
第 2 章 障がい者の現況と課題	7
第 1 節 障がい者等の現況.....	7
1 障がい者（児）数の推移.....	7
2 身体障がい者（児）の状況.....	7
3 知的障がい者（児）の状況.....	9
4 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）の状況.....	10
5 障がい程度区分別認定者.....	11
第 2 節 アンケート結果による障がい者の状況.....	12
1 調査の実施.....	12
2 回答者の属性.....	13
3 回答概要.....	13
4 調査結果の概要.....	20

第3章 計画の基本的考え方 21

第1節 障がい福祉をめぐる課題.....	21
第2節 基本理念.....	23
第3節 基本目標.....	24
第4節 主要施策.....	26
1 啓発と交流の促進.....	26
2 生活支援の充実.....	26
3 各種福祉サービスの充実.....	26
4 安全・安心の環境づくり.....	26
5 教育の充実.....	27
6 雇用・就労の支援と所得の確保.....	27
7 社会参加の促進.....	27
8 保健・医療の充実と障がいの発生の予防.....	27
第5節 施策の体系.....	28

第4章 基本計画 30

第1節 啓発と交流の促進.....	30
1 理解・啓発活動の推進.....	30
2 福祉教育等の促進.....	31
3 障がい者の人権、権利擁護.....	31
4 交流・ふれあいの拡充.....	32
第2節 生活支援の充実.....	33
1 相談と利用者本位の生活支援体制の充実.....	33
2 居住支援の充実.....	34
3 経済的自立の支援.....	35
4 移動・交通手段の充実.....	36
5 情報提供・コミュニケーション支援の充実.....	36
第3節 各種福祉サービスの充実.....	37
1 障がい福祉サービスの充実.....	38
2 福祉サービスの評価と質の確保.....	38
3 専門職種の養成・確保.....	39
第4節 安全・安心の環境づくり.....	40
1 バリアフリーのまちづくり.....	40
2 防災対策.....	41
3 交通安全、防犯対策.....	42

第5節	教育の充実.....	43
1	一貫した相談支援体制の整備.....	43
2	学校教育の充実.....	44
3	教育環境の整備.....	45
第6節	雇用・就労の支援と所得の確保.....	46
1	雇用の拡大.....	46
2	就労環境の整備.....	47
3	所得保障.....	47
第7節	社会参加の促進.....	48
1	スポーツ・芸術・文化活動等の推進と地域活動への参加促進.....	48
2	選挙と政治参加.....	49
3	ボランティア活動やNPO活動の支援.....	49
第8節	保健・医療の充実と障がい発生の予防.....	50
1	障がいの発生予防、早期発見・早期治療・早期療育.....	50
2	医療・リハビリテーションの充実.....	51
3	発達障がい等の対策.....	52

第5章 計画の推進体制 53

1	計画の普及啓発.....	53
2	各主体の役割.....	53
3	地域自立支援協議会の活用.....	54

第2編 胎内市障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的考え方..... 57

第1節	障がい福祉計画策定にあたって.....	57
1	「第3期障がい福祉計画」の策定.....	57
2	計画の見直し.....	57
3	障がい者計画との関係.....	58
第2節	基本的な理念.....	59
第3節	基本的な考え方.....	60

第2章 第2期計画の検証 63

第1節 障がい福祉サービス.....	63
1 訪問系サービス.....	63
2 日中活動系サービス.....	64
3 居住系サービス.....	66
4 サービス利用計画.....	66
第2節 地域生活支援事業.....	67
1 相談支援事業.....	67
2 市町村相談支援機能強化事業.....	67
3 コミュニケーション支援事業.....	68
4 日常生活用具給付等事業.....	68
5 移動支援事業.....	69
6 地域活動支援センター事業.....	69
7 その他事業.....	69

第3章 福祉サービス等の数値目標 71

第1節 数値目標.....	71
1 施設入所者の地域生活への移行.....	71
2 福祉施設から一般就労への移行等.....	72
第2節 障がい福祉サービス.....	74
1 訪問系サービス.....	74
2 日中活動系サービス.....	76
3 居住系サービス.....	79
4 指定相談支援サービス.....	80
第3節 地域生活支援事業.....	81
1 相談支援事業.....	81
2 市町村相談支援機能強化事業.....	81
3 成年後見制度利用支援事業.....	82
4 コミュニケーション支援事業.....	82
5 日常生活用具給付等事業.....	83
6 移動支援事業.....	83
7 地域活動支援センター事業.....	84
8 その他の事業.....	85

第4章 サービス見込量の確保の方策 87

資料編

資料 1	胎内市障害者計画策定委員会設置要綱.....	91
資料 2	胎内市障害者計画策定委員名簿.....	93
資料 3	計画の策定経過.....	94
資料 4	障害者基本法（抜粋）.....	95
資料 5	障害者自立支援法（抜粋）.....	103
資料 6	用語集.....	107

第1編 胎内市障がい者計画

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

胎内市では、平成16年（2004年）6月の障害者基本法の改正及び平成18年（2006年）4月の障害者自立支援法の施行にあわせ、平成19年に「胎内市障がい者計画」及び「第1期胎内市障がい福祉計画」を策定し、障がい者に対する福祉の充実や障がい者の地域移行の促進と自宅や地域での生活支援に努めてまいりました。また、平成21年には「第2期胎内市障がい福祉計画」を策定し、サービスの充実を進めてきたところです。

これまでの計画期間中における障がい福祉制度の状況として、障がい福祉サービスの基本となる障害者自立支援法については、利用者の負担などについての意見もあり、平成21年度には、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で「障がい者制度改革推進会議」において総合福祉部会を設置し、検討を始めています。

制度改革の方向としては、サービスの利用者負担を応益負担から応能負担とする新しい法律「障害者総合福祉法（仮称）」を整備することとなっており、平成25年度の実施を目指して作業が進められています。

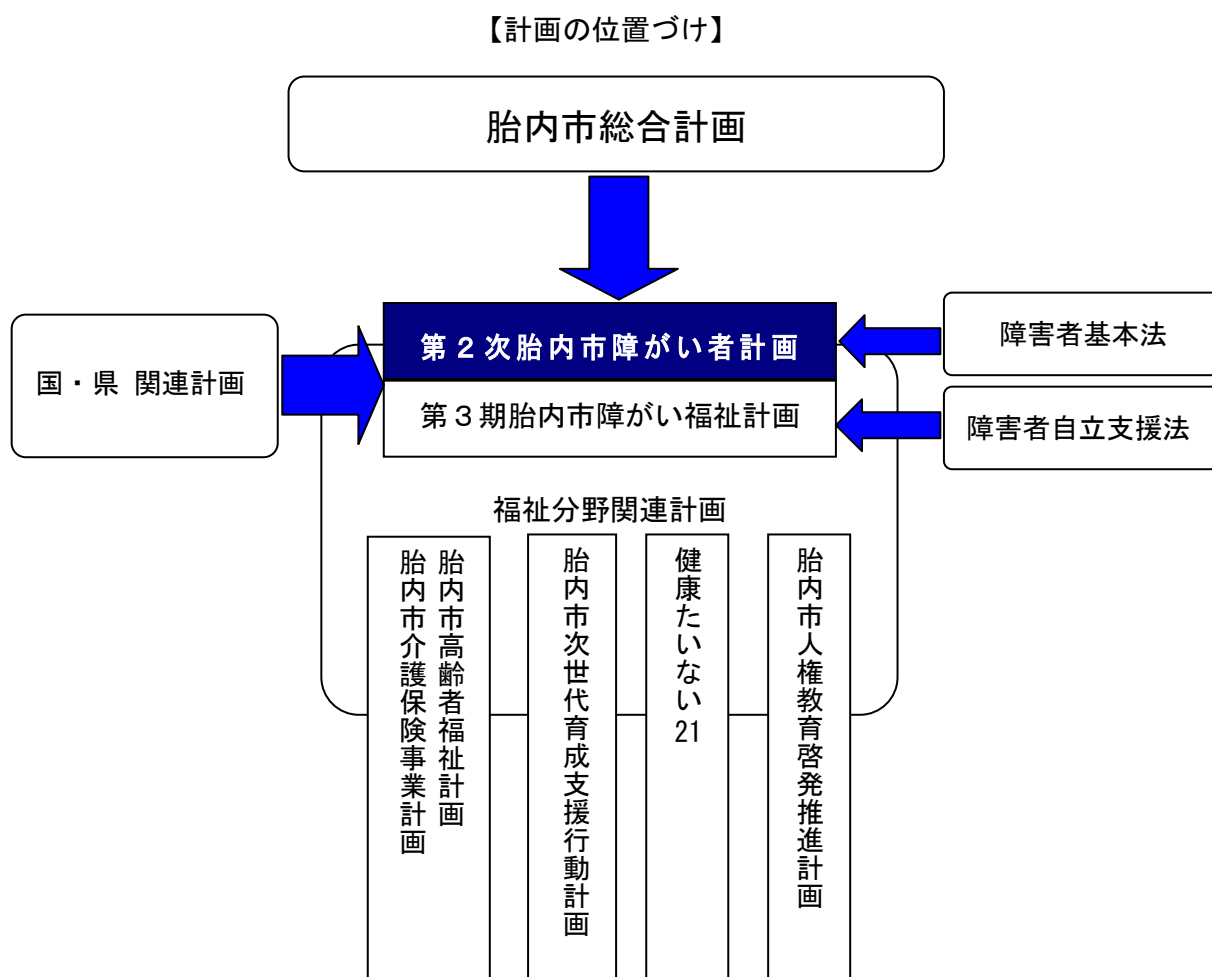
また、障害者基本法についても改正が行われ、学習、雇用、文化・スポーツ、保健・医療、社会参加、政治、司法手続きなど日常生活におけるいろいろな場面で、障がいに配慮して、障がい者の参加を促進する方向が示されています。

今回は、平成24年度からの3年間の障がい福祉計画と6年間の障がい者計画を策定することとなりましたが、こうした背景から、障害者自立支援法に基づく最後の計画として作成されることとなりました。また、新法が未成立であることから、その間のつなぎとして障がい者等の地域生活を支援するための関係法も整備されたところです。

こうしたことから、特に障害者基本法による障がい者計画においては、こうした新しい方針を考慮しつつ計画を策定するとともに、障がい福祉計画においては、市の実状に応じた事業量の提供を図るべく、障害者自立支援法等に基づき計画を策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、また、本計画の実施計画として障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」があります。国の基本指針に即し、新潟県障害福祉計画、並びに「胎内市総合計画」の基本構想において、基本的方向として示された「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本として、健康・福祉分野における基本目標の「住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち」の各施策に即すとともに、関連分野の計画との整合を図り策定したものです。



第 3 節 計画の概要と期間

1 「第 2 次障がい者計画」の策定

「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」であり、障がい者及び障がい児への施策推進に関して、本市における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示します。

計画期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間の基本計画とします。

2 計画の見直し

なお、現在「障害者総合福祉法（仮称）」が検討中であり、国においては、平成 25 年 8 月までの実施を目指していることから、計画期間中に障がい者計画を見直す可能性があります。

図表 計画期間

年 度	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
胎内市 障がい者計画	第 1 次計画 (H18~H23)			第 2 次計画					
胎内市 障がい福祉計画	第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画		

第 4 節 障がい者の範囲

この計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第 2 条で定められているところの、身体障がい、知的障がい又は精神（発達障がいを含む）の障がいがある方々と、その他難病等により、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を総称することとします。

第5節 計画の策定体制

1 庁内の連携

本計画は内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課と連携することにより、各課の施策との整合を図っています。

2 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者・介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図っています。

3 アンケートの実施

計画策定にあたり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を調べるためアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映しています。

4 市民参加による計画策定

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所、教育、医療等の関係する分野の委員で構成する「胎内市障がい者計画策定委員会」を設置し協議、検討を行いました。

また、計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、支所での閲覧等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それらの意見を計画に反映しています。

5 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから関連する近隣自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

第2章 障がい者の現況と課題

第1節 障がい者等の現状

1 障がい者（児）数の推移

本市の身体障がい、知的障がい、精神障がいの各障害者手帳及び療育手帳の所持者は、平成23年3月31日現在で1,559人であり、総人口比では4.90%となっています。この数年で、人口はやや減少となりましたが、障がい者数はやや増加傾向にあります。

図表 障がい者数の推移

(単位：人、%)

年 度	人 口	障がい者数				構 成 比
		身 体	知 的	精 神	計	
平成19年度	32,639	1,150	210	127	1,487	4.56
平成20年度	32,320	1,155	213	133	1,501	4.64
平成21年度	32,040	1,161	221	151	1,533	4.78
平成22年度	31,814	1,175	225	159	1,559	4.90

※各年度3月31日現在

2 身体障がい者（児）の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成23年3月31日現在で1,175人です。

障がい別に見ると「肢体不自由」が最も多く、670人で全体の57.0%となっています。次に多いのは「内部障がい」で250人、21.3%、「聴覚・平衡機能障がい」が129人、「視覚障がい」が114人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が12人となっています。

等級別では、「1級」が337人で28.7%、「2級」が189人で16.1%、「3級」が224人で19.1%、「4級」が250人で21.3%、「5級」が77人で6.6%、「6級」が98人で8.3%です。

年齢別では、「70歳以上」が714人で60.7%と高く高齢者の割合が高いことがわかります。

第2章 障がい者の現況と課題

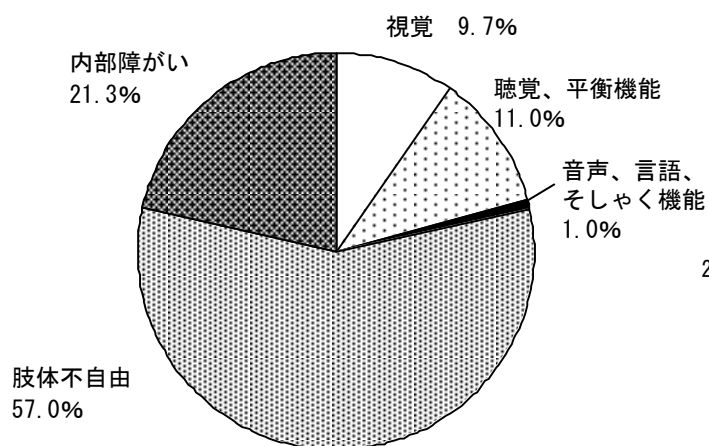
図表 身体障害者手帳所持者の状況（障がい種別）

（単位：人、％）

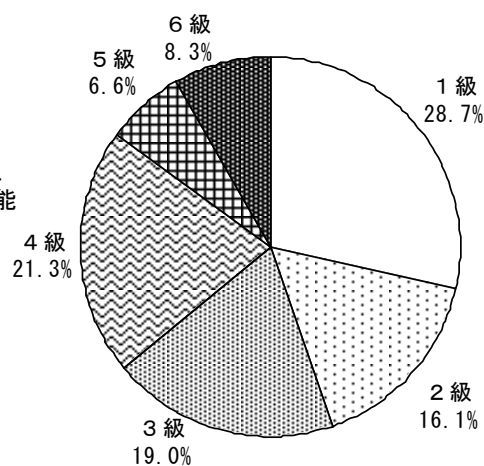
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障がい	52	34	8	3	12	5	114	9.7
聴覚・平衡機能障がい	3	21	19	29	0	57	129	11.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	4	8	0	0	12	1.0
肢体不自由	117	133	154	165	65	36	670	57.0
内部障がい	165	1	39	45	0	0	250	21.3
合計	337	189	224	250	77	98	1,175	100.0

※平成23年3月31日現在

障がい別の状況



等級別の状況

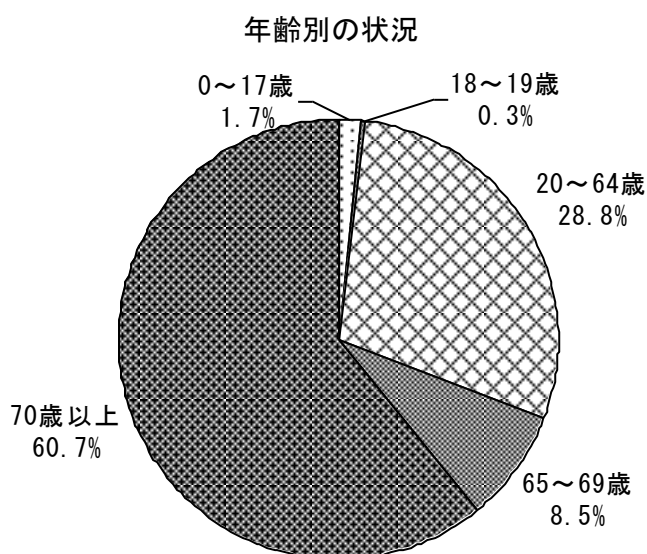


図表 身体障害者手帳所持者の状況（年齢別）

（単位：人、％）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
0～17歳	10	4	3	1	1	1	20	1.7
18～19歳	2	0	0	0	1	0	3	0.3
20～64歳	89	63	67	71	23	25	338	28.8
65～69歳	30	16	26	17	6	5	100	8.5
70歳以上	206	106	128	161	46	67	714	60.7
合計	337	189	224	250	77	98	1,175	100.0

※平成23年3月31日現在



3 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者は、平成23年3月31日現在で225人であり、この数年の推移をみると、やや増加となっています。

判定別に見ると「A（重度）」が95人で42.2%、「B（中度・軽度）」が130人で57.8%となっています。

年齢別では、「18歳未満」が41人で18.2%、「18歳以上」が184人で81.8%です。

図表 療育手帳所持者の状況（年齢別）

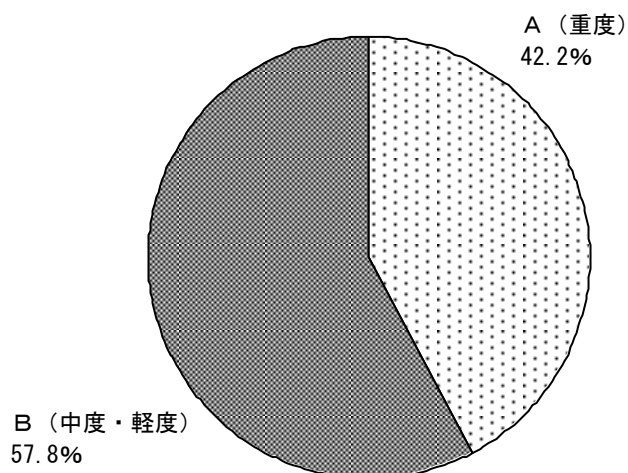
（単位：人）

年齢	障がい者数		
	A	B	計
0～17歳	14	27	41
18～19歳	0	3	3
20～64歳	65	89	154
65～69歳	7	4	11
70歳以上	9	7	16
合計	95	130	225

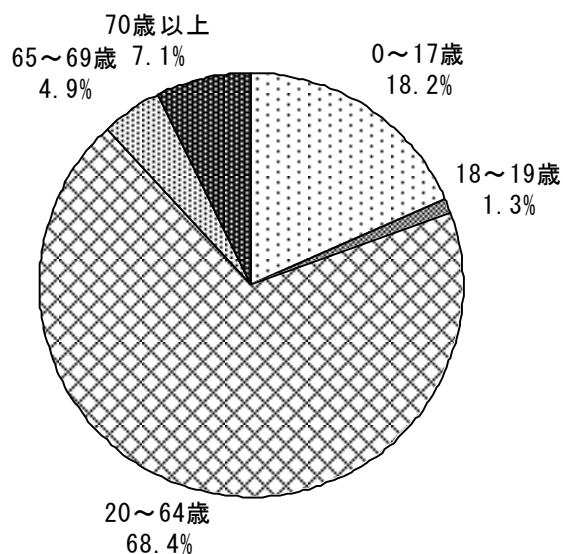
※平成23年3月31日現在

第2章 障がい者の現況と課題

判定別の状況



年齢別の状況



4 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成23年3月31日現在で159人です。等級別に見ると「1級」が22人で13.8%、「2級」が126人で79.3%、「3級」が11人で6.9%を占めています。

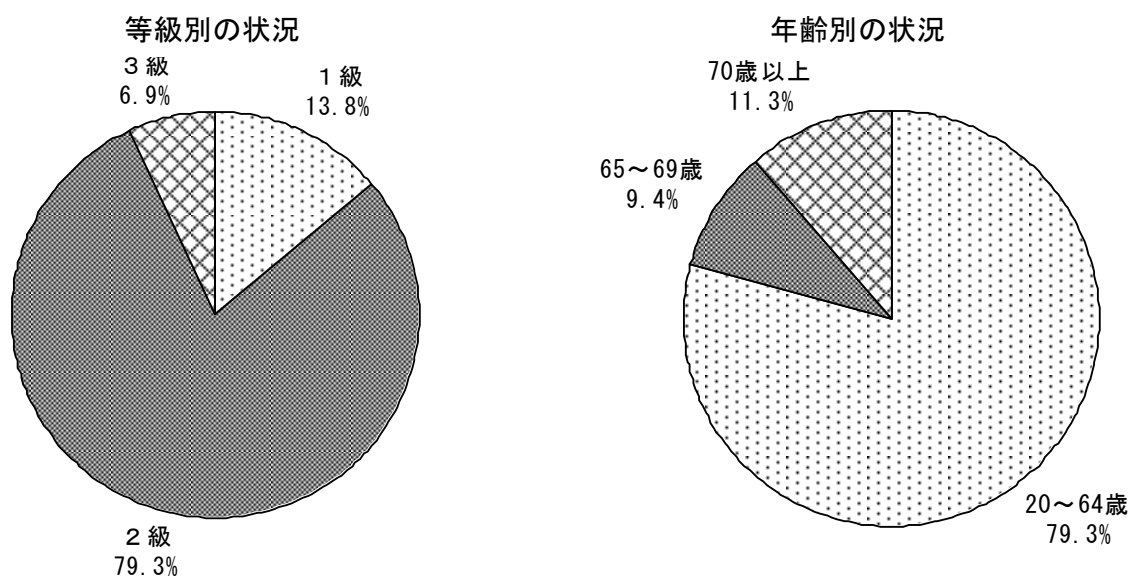
自立支援医療受給者は361人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（年齢別）

（単位：人）

年齢	障がい者数			
	1級	2級	3級	計
0～17歳	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0
20～64歳	14	101	11	126
65～69歳	4	11	0	15
70歳以上	4	14	0	18
合計	22	126	11	159

※平成23年3月31日現在



図表 自立支援医療（精神通院）の状況
(単位：人)

年度	合計
平成20年度	225
平成21年度	233
平成22年度	361

※各年度3月31日現在

5 障がい程度区分別認定者

障がい福祉サービスのうち介護給付については、その支給決定に当たって、サービスの必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう障がいの程度に応じた障がい程度区分の認定を受けることとなっています。認定者は、53人となっており、内訳は「区分1」が5人、「区分2」が9人、「区分3」が14人、「区分4」が7人、「区分5」が10人、「区分6」が8人です。

図表 障害程度区分別認定者数

(単位：人)

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
区分1	0	1	4	5
区分2	1	2	6	9
区分3	3	5	6	14
区分4	4	2	1	7
区分5	7	3	0	10
区分6	7	1	0	8
合計	22	14	17	53

※平成23年3月31日現在

※18歳以上の障がいのある人を対象としています。

第2節 アンケート結果による障がい者の状況

1 調査の実施

(1) 調査の目的

本調査は、第2次胎内市障がい者計画及び第3期胎内市障がい福祉計画策定にあたり、市内の障がい者に対し、その生活実態を明らかにするとともに、障がい福祉サービスの利用希望など策定にあたる基礎データの入手・分析を行うとともに、障がい者をめぐる本市における課題の抽出等を目的としています。

(2) 調査方法

① 調査時期と調査方法

本調査は、各種障害手帳等の所有者を対象として、平成23年10月10日～10月27日まで実施しました。調査票の配布・回収方法は次のとおりです。

図表 調査方法

調査名	胎内市第3期障がい福祉計画策定アンケート調査
調査対象者	市内の障がい者
母数	平成23年9月16日現在の各種障害者手帳 身体障害者手帳所持者1,180人、療育手帳所持者223人、精神障害者 保健福祉手帳所持者151人
調査件数	上記のうち重複及び救護施設、老人施設の入所等を除く1,369件
抽出方法	全数調査
調査方法	郵送法

② 配布・回収状況

各調査の配布・回収状況は、以下のとおりです。回収807件のうち白票が1件あり、無効票としています。

図表 調査票の配布・回収

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
胎内市第3期障がい福祉計画策定アンケート調査	1,369件	806件	58.9%

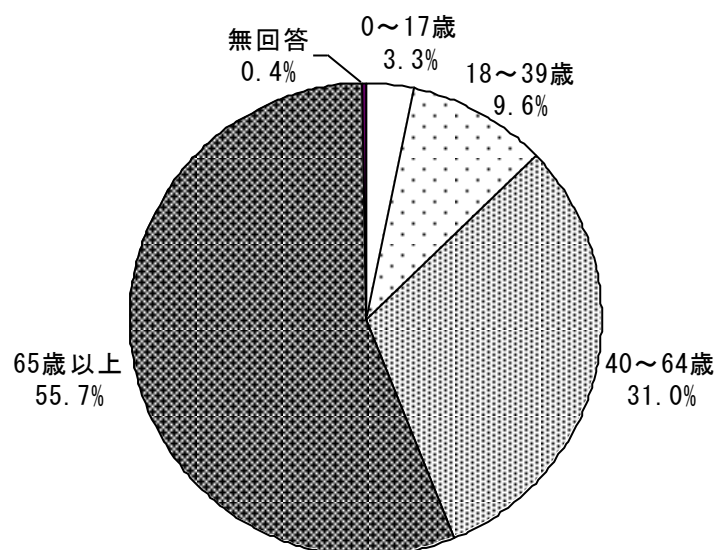
2 回答者の属性

回答者の性別は、「男性」が49.1%、「女性」が50.6%です。

回答者の年齢は、「65歳以上」が55.7%と最も多く、「40～64歳」が31.0%となっており、年齢が高い障がい者が多いことが特徴です。

また、「0～17歳」は3.3%、「18～39歳」は9.6%です。

図表 調査回答者の年齢

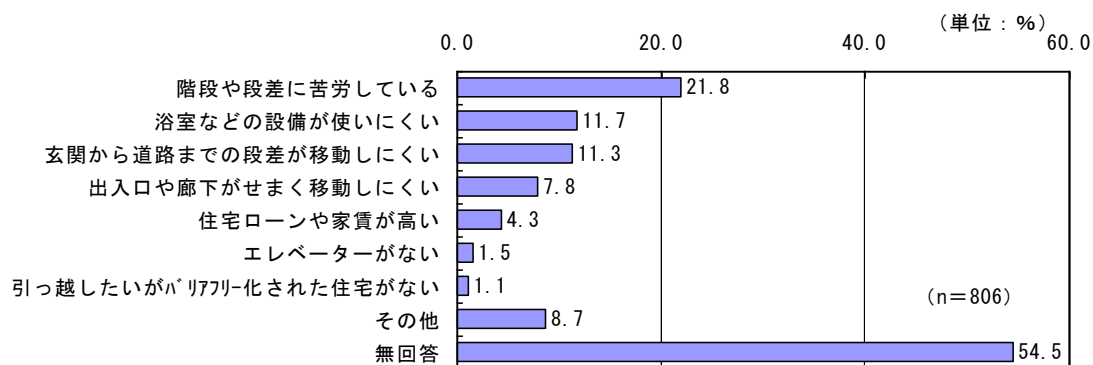


3 回答概要

(1) 住宅

障がい者の住宅で困っていることは、「階段や段差に苦労している」が21.8%、「浴室などの家の設備が使いにくい」が11.7%、「玄関から道路までの間の段差が移動しにくい」が11.3%、「出入口や廊下がせまく移動しにくい」は7.8%などとなっています。

図表 住宅で困っていること



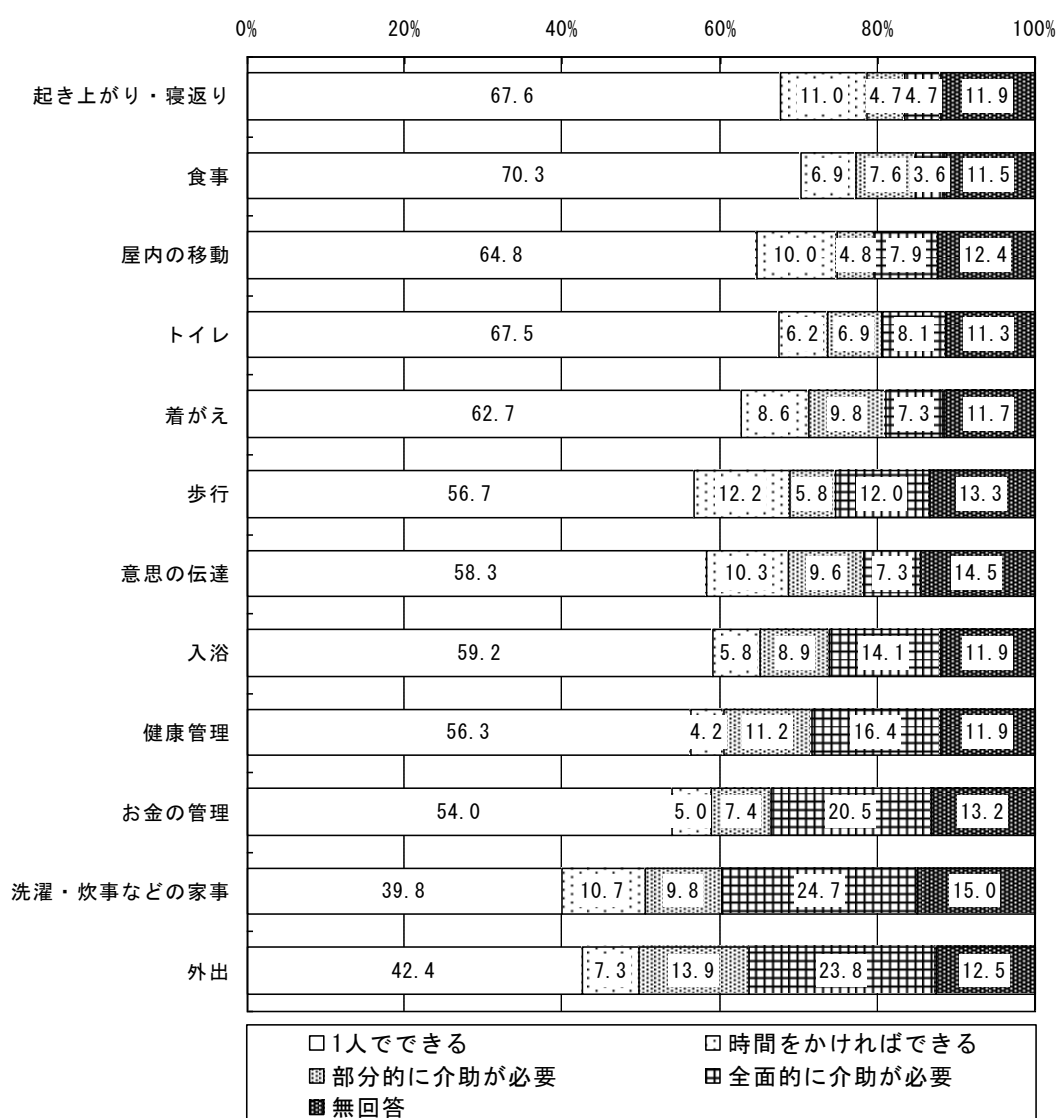
第2章 障がい者の現況と課題

(2) 日常生活の中での介助

グラフは「一人でできる」と「時間をかければ一人でできる」をあわせた回答の高い順に並べてあります。その結果、「起き上がり・寝返り」、「食事」、「屋内の移動」、「トイレ」などで高く、「外出」、「洗濯・炊事などの家事」、「お金の管理」、「健康管理」などで低くなっています。

全面的に介助が必要な人をみると、「洗濯・炊事などの家事」が最も多く24.7%、次いで「外出」が23.8%、「お金の管理」が20.5%などとなっています。

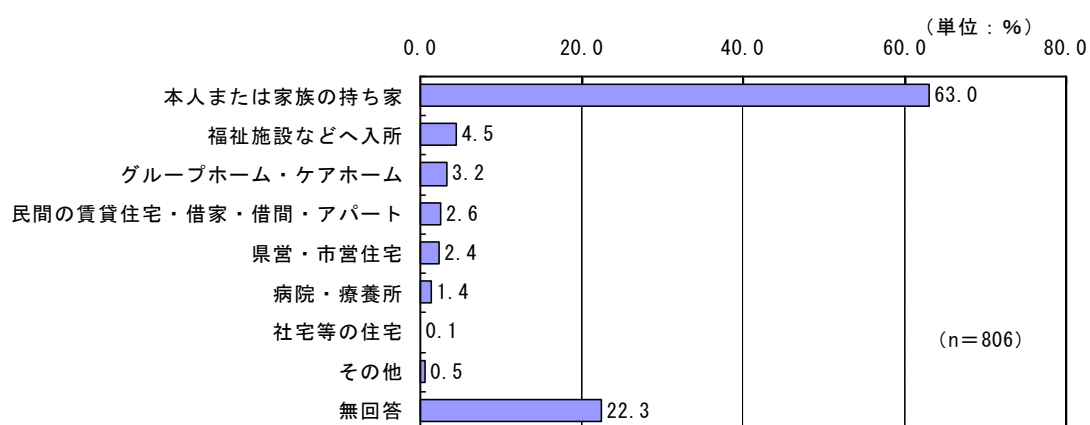
図表 日常生活での介助の必要性



(3) 今後の暮らし

今後どこで暮らしたいかという設問では「本人または家族の持ち家」や「民間の賃貸住宅・貸家・貸間・アパート」、「県営・市営住宅」、「社宅等の住宅」など「自宅で暮らしたい」という人があわせて68.1%と高い回答がみられます。「福祉施設などへ入所」は4.5%、「グループホーム・ケアホーム」は3.2%です。また、「病院・診療所」が1.4%みられます。

図表 今後の暮らし

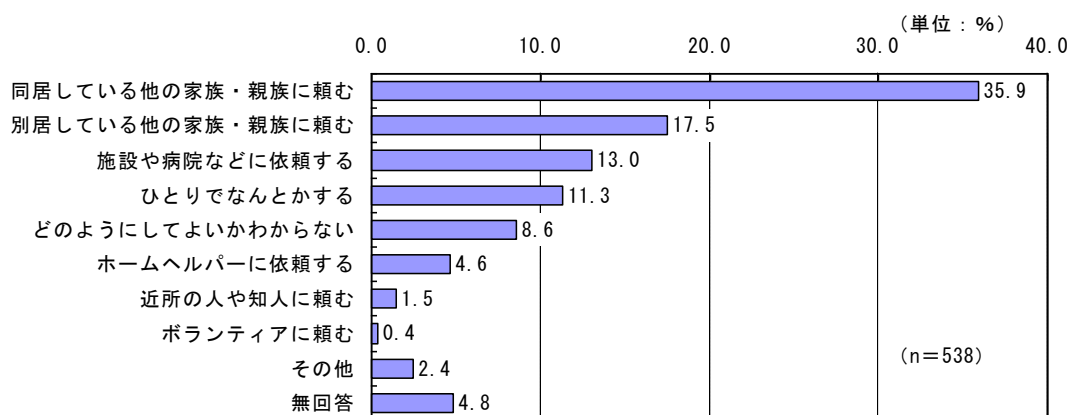


(4) 主な介助者に介護・援助してもらえない時

介助者の理由で介護・援助してもらえない時の対応は、「同居している他の家族・親族に頼む」が35.9%、「別居している他の家族・親族に頼む」が17.5%と家族、親族が合計で53.4%と半数を占めています。「施設や病院などに依頼する」が13.0%です。

なお、「どのようにしてよいかわからない」が8.6%みられます。

図表 主な介助者に介護・援助が受けられなかった場合の対応



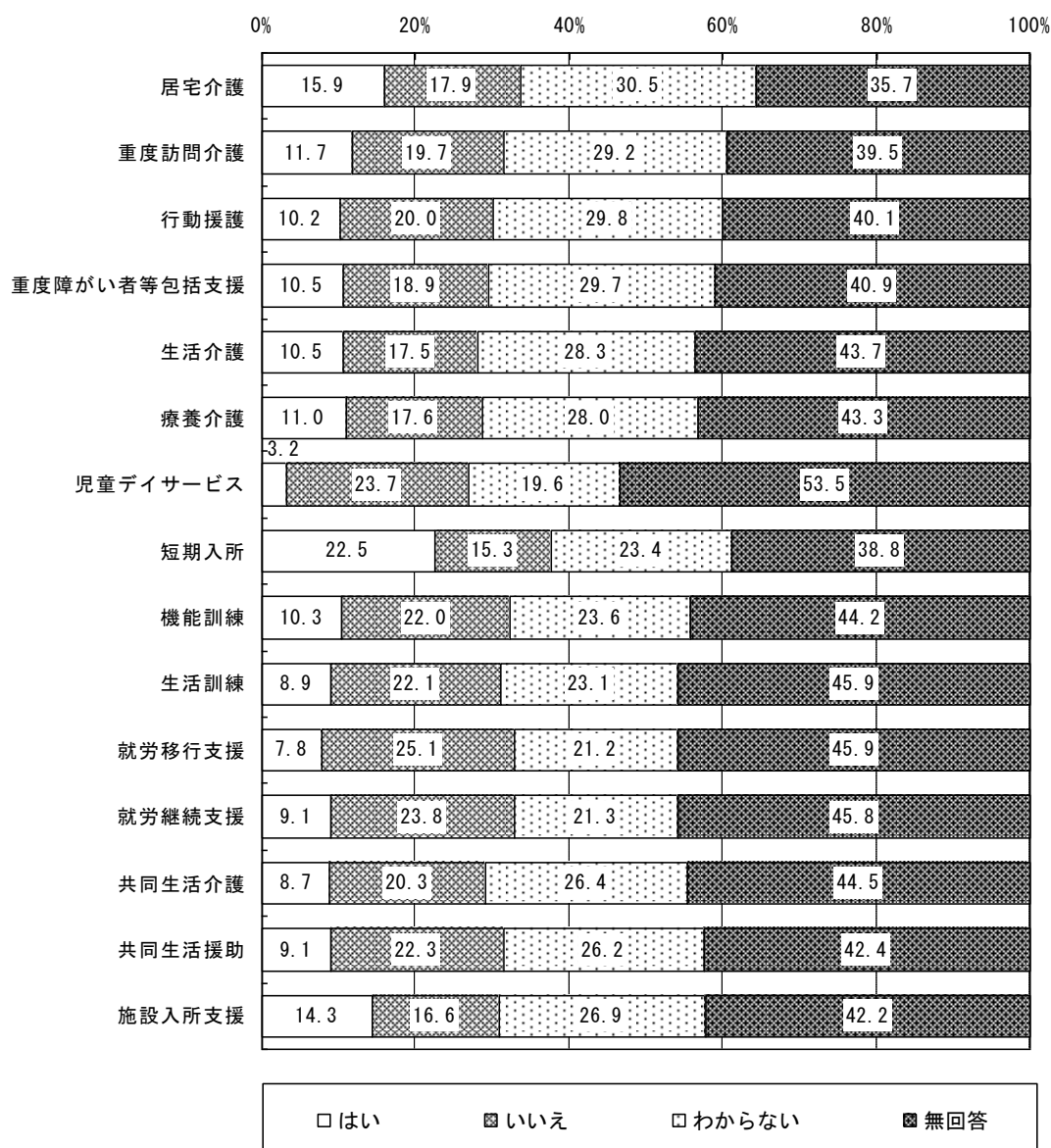
第2章 障がい者の現況と課題

(5) 福祉サービス等の利用希望

① 福祉サービス給付

今後の福祉サービス等の利用希望をみると、「短期入所」が最も多く22.5%、次いで「居宅介護」が15.9%、「施設入所支援」が14.3%、「重度訪問介護」が11.7%、「療養介護」が11.0%などと重度の障がい者を対象とするサービスも上位に上がっています。

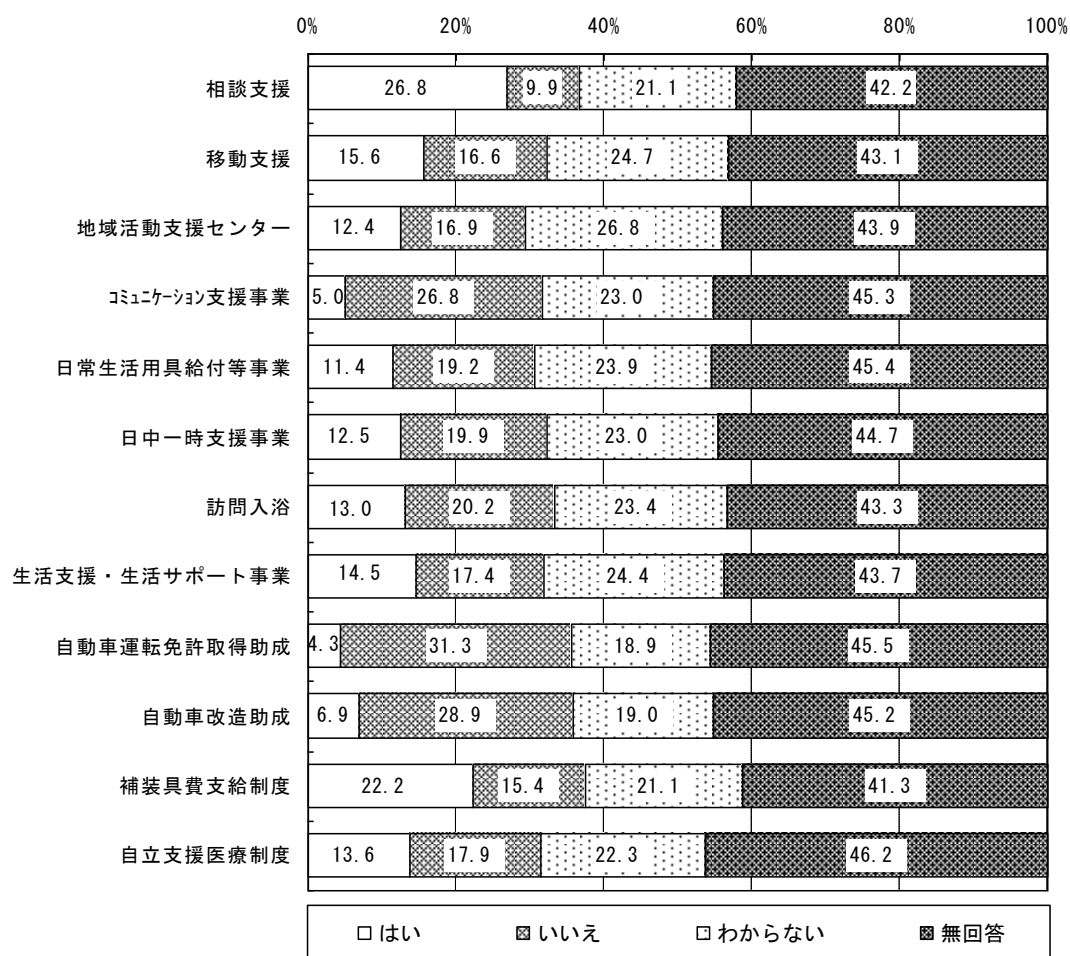
図表 福祉サービス等の利用希望



② その他地域支援事業等

今後の地域生活支援事業等の利用希望をみると、「相談支援」が最も多く26.8%、次いで「補装具費支給事業」が22.2%、「移動支援」が15.6%、「生活支援・生活サポート事業」が14.5%、「自立支援医療制度」が13.6%、「訪問入浴」が13.0%などとなっています。

図表 その他地域生活支援事業等の利用希望

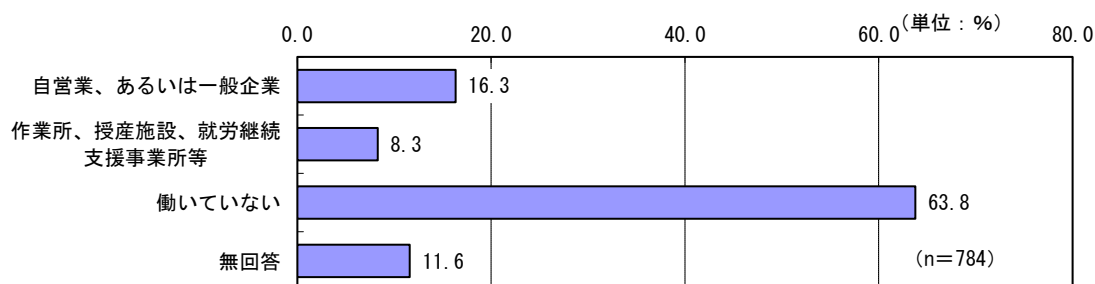


第2章 障がい者の現況と課題

(6) 障がい者の就労

障がい者の就労の状況を見ると、「働いていない」が63.8%と高い比率となっています。働いている人では、「自営業・あるいは一般企業」が16.3%、「作業所、授産施設、就労継続支援事業所等」が8.3%となっており、障がい者を支援する福祉サービスが大きな役割を果たしています。

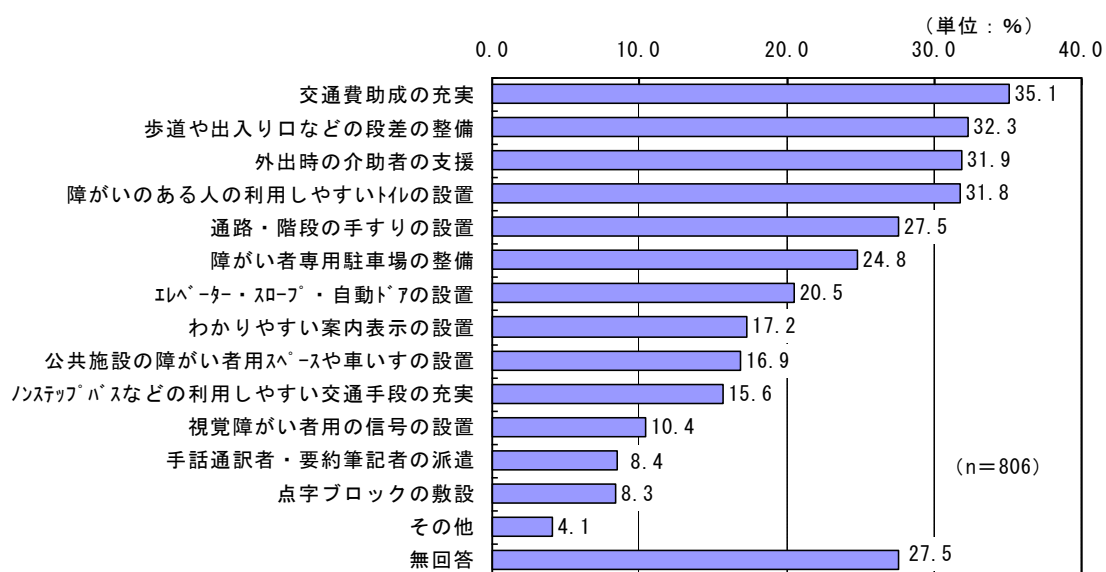
図表 障がい者の就労の状況



(7) 外出

外出しやすくするために必要なことでは、「交通費助成の充実」が最も多く35.1%、「歩道や出入り口などの段差の整備」が32.3%、「外出時の介助者の支援」が31.9%、「障がいのある人の利用しやすいトイレの設置」が31.8%となっています。

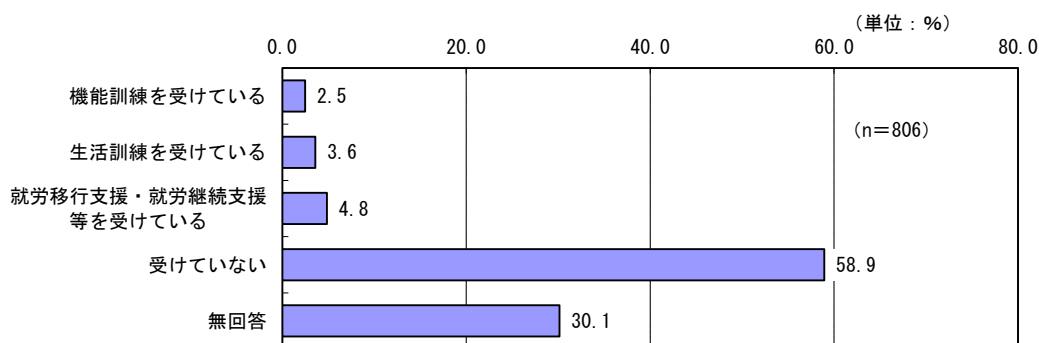
図表 外出しやすくするために必要なこと



(8) 社会復帰に向けた支援

社会復帰に向けた支援の利用状況をみると、「就労移行・就労継続支援」が4.8%、「生活訓練」が3.6%、「機能訓練」が2.5%となっています。

図表 社会復帰に向けた支援

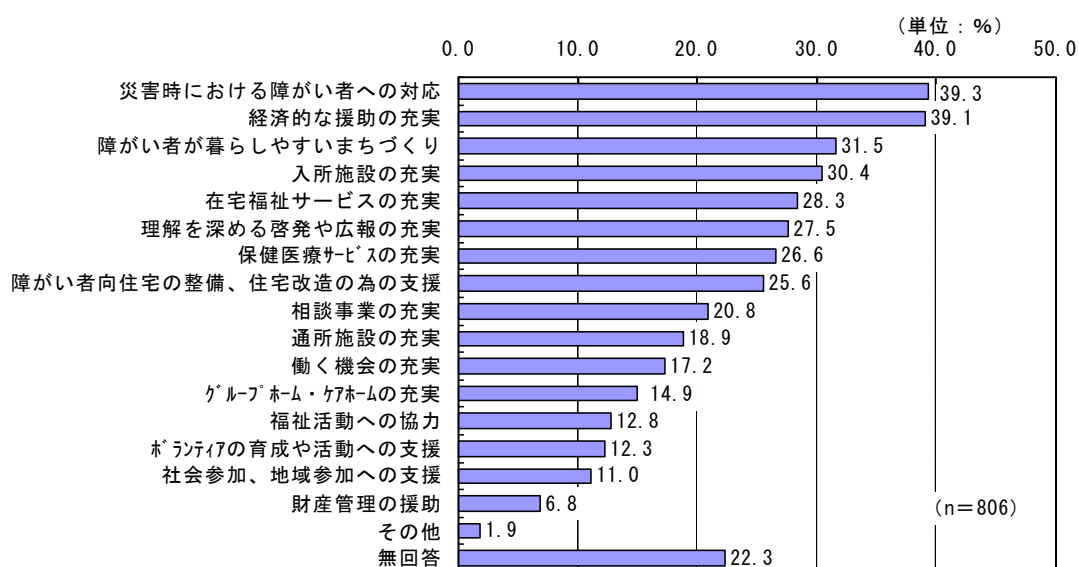


(9) 市に望むこと

今後、市に望むことでは、「災害時における障がい者への対応」が39.3%、「経済的な援助の充実」が39.1%で、この2つで高い回答がみられます。

第3位以下では「障がい者が暮らしやすいまちづくり」が31.5%、「入所施設の充実」が30.4%、「在宅福祉サービスの充実」が28.3%で障がい者へのサービスが続いています。

図表 今後、胎内市に望むこと



4 調査結果の概要

今回調査では、今後の生活場所として「自宅で暮らしたい」という回答が68.1%と高い回答があり、施設から自宅、地域へという意向がみてとれます。

日常生活での介助は、多くの障がい者が外出時に支援をしてもらっているなど、地域での生活に大きな関心が寄せられています。一方で、こうした生活を支えているのは家族であり、その負担が大きいこともみられます。

福祉サービスの利用希望の状況をみると、短期入所の希望が多くみられ、居宅介護も少なくありません。また、主な介助者に介護・介助してもらえないときに「どのようにしてよいかわからない」という回答も8.6%みられるため、相談支援体制の強化、充実が課題とみられます。

また、福祉サービス等に関する設問についての回答状況をみると「わからない」という回答が多いことから、制度の周知も課題とみられます。

こうした結果から、基礎的サービスとしての福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がい者が地域で生活できるよう体制整備を進めることが重要となっています。

加えて、災害時の要援護者対策や就労、経済的支援も高い回答があり、多様な生活支援が求められています。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉をめぐる課題

第2次障がい者計画策定にあたり、課題を掲げると次のような点があげられます。

(1) 障がい者の社会参加を促進するまちづくり

障害者基本法の改正にあたっては、障がい者の投票、選挙などの支援なども盛り込まれています。このように今まで注目されてこなかった社会生活上のあらゆる場面において、障がい者かそうでないかを問わず、いつでも誰でも参加できる環境づくりが求められています。

今日、あらゆる人が地域社会に包含されるものであるとの考え方に立って、年齢、性別、能力、経済格差、あるいは国籍などを含め、従来のノーマライゼーションの考え方から、さらに進んで、インクルーシブな社会を目指していこうとする考え方が広まってきています。

こうした考え方に立った取り組みは、今後、地域において多様なニーズに応じていく上で不可欠であり、障がいの種別を越えてそれぞれの経験や知見を共有し、新たな仕組みづくりのための連携を深めていくことが期待されます。

(2) 自宅や地域での生活が続けられるまちづくり

障害者自立支援法の目指す姿の一つとして「地域生活への移行」が大きく取り上げられています。こうした考え方は新しい法律にも引き継いでいかれるものと考えられ、引き続き、障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送れる環境づくりが必要です。

具体的には、生活するための居住の場や、道路公園等身の周りのバリアフリー化、介助などの支援が十分に受けられる体制づくりなどを進めることが必要です。

特に、受入れ条件を整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を促進していくためには、関係機関が一体となり、退院後の地域生活への継続的な支援ができる体制を構築していかなければなりません。

(3) 福祉サービスがいつでも適切に受けられるまちづくり

障がい者が地域の中で必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、事業者との連携を強めながら、障がい者のニーズの把握に努め、必要とされるサービス提供に努めていく必要があります。

また、障がい者の数は増加を続けており、必要とするサービスが受けられるよう量的な拡大に取り組んでいくことが求められます。

近年、障がい者福祉をめぐる制度改正が続き、さらに新しい法律が検討されていることから、利用者に混乱が生じないように、情報の提供と十分なサービス提供に努める必要があります。

さらに、今回の制度改正の中で、サービス提供を適正に進めるため、サービス利用計画の作成が重要な課題となっていることから、そのための人材の確保を進め、障がい者の個々の特性を十分に把握して、的確なサービス提供に努めていく必要があります。

(4) 就労支援策の強化

障がい者の雇用をめぐっては、福祉施設等の利用者が企業等における一般就労へ移行する事例はいまだ多くないのが実情です。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行えるような取り組みが必要です。また、障がい者の所得の向上は大きな課題となっているため、国・県・関係事業所とも連携して改善を進める必要があります。

(5) サービスを担う人材の養成及び確保

福祉分野でのサービスを担う人材の確保は大きな課題となっています。このため、事業者が人材の資質向上を通じて新たな課題に的確に対応できるように支援するとともに、特に地域移行が主眼となっている中で、地域の巡回や家庭での介護、外出への支援など事業所だけでなく、地域における支え合いを行う人材が必要です。また、今後、障がい者の個別の状況に対応した支援計画を作成する必要があることから、相談支援専門員の確保も大きな課題です。

さらに、保健・福祉・医療分野はもちろんのこと、成年後見制度など法務の専門家や、障がい児教育のための教育関係者など幅広い専門職の参加が必要です。

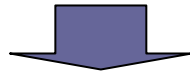
第2節 基本理念

以上のような課題を踏まえ、さらに上位計画の総合計画の方針とあわせて、第2次胎内市障がい者計画の基本理念を次のように定めます。

総合計画の基本構想では、「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」を基本として、健康・福祉分野における基本目標を「住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち」としています。本計画の第1次計画では、この基本目標を、計画の基本理念として掲げています。第2次計画においてもこの基本理念を継承していきます。

基本構想の将来像

自然が生きる、人が輝く、交流のまち



計画の基本理念

住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち

第3節 基本目標

「住む人が安心・快適に暮らせるやさしいまち」の実現のために、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 社会参加の促進

障がい者が自らの特性や意思を持って、保育園、幼稚園から学校、就労まで人生の各段階でのライフステージにおいて、学びや仕事、文化・趣味活動、地域活動などに積極的に参加できるよう、その前提となる地域の体制や環境、サポート体制を整備していきます。

そのために、障がいのある人とない人とがともに参加できるよう障がいに対する啓発を進めながら、お互いの理解を深めるとともに、学校や就労の場など障がい者が日々生活する場の環境づくりをさらに整備していきます。また、イベントや行事等の実施においては、障がいのある人もない人もともに、社会参加ができるよう、常に障がい者に配慮するなど、すべての人が、ともに協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できるまちづくりを進めます。

基本目標2 安心・安全な地域生活の実現

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりが望まれます。

このため、関係事業所との協力のもと、在宅サービスの充実を図るとともに、障がい者（児）のニーズに合わせて施設サービスも含めた様々な分野の多様で質の高いサービスを総合的に提供できる体制を整え、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための多面的な支援の推進を図り、快適に生活できるまちづくりを進めます。

また、最近多発する災害や犯罪などに対し、積極的な対応を図り、安全・安心なまちづくりにも努めます。

基本目標3 安心できるサービス提供

障がい者が、自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、一層のサービスの提供体制を強化することが必要であり、事業所や広域的な対応のなかで、サービスの拡充を目指していきます。

また、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。

このため、地域において相談支援を行う行政・民間の機関を中心として、各関係機関が連携する仕組みを作るとともに、相談支援を行う機関を基幹として位置づけた総合的な相談・支援体制の構築を図ります。

また、地域の中で、障がいのある人がその人権を保障され、人間としての尊厳を保つために、障がい者（児）本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出しながら代弁し、代行できる体制を整備することにより、障がい者（児）が安心してサービスを受けることのできるまちづくりに努めます。

第4節 主要施策

この基本目標を実現するため、市民、企業、そして行政が協力して、障がいのある人もない人も、自分らしく生きるまちづくりを進めるため、障がい福祉計画の具体的なサービス基盤整備の補完を踏まえ、8つの基本的な施策を掲げます。

1 啓発と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市民の幅広い参加による啓発活動を推進します。

また、最新の情報技術の活用により、障がい者に対し、障がい特性に応じた適切な情報の提供を行います。

障がいや障がい者への理解を深めるために交流機会の充実に努めます。

2 生活支援の充実

利用者本位の考え方にたって、地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのあるすべての人に対して豊かな地域生活の実現に向けたサービスを提供します。

3 各種福祉サービスの充実

障がい者を支える福祉サービスなどの事業の安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所や周辺市町村、地域との連携により体制整備を進めます。

4 安全・安心の環境づくり

障がい者が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

障がい者が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、災害時の避難などあらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、障がい者にとって安心できるまちづくりを進めます。

5 教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、LD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥・多動性障がい）、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。

6 雇用・就労の支援と所得の確保

雇用・就労は、障がいのある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がいのある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう整備を図ります。

7 社会参加の促進

障がい者の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。選挙や政治参加、社会参加において、障がい者が一般の人と格差が生じないように、情報提供など、条件整備を進めます。

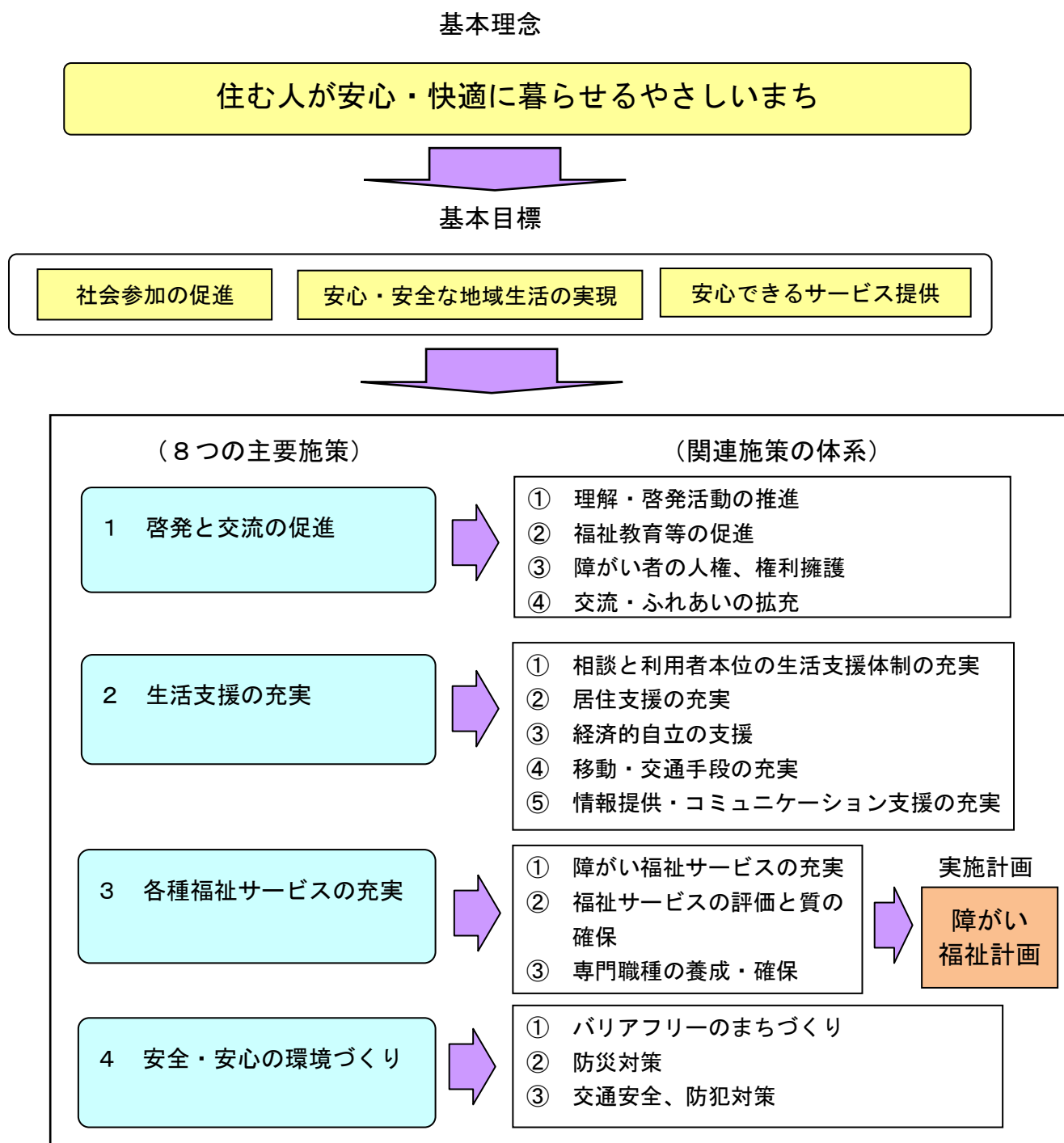
また、健康で文化的な生活を送るために、文化活動やスポーツに参加できる体制づくりを進めます。

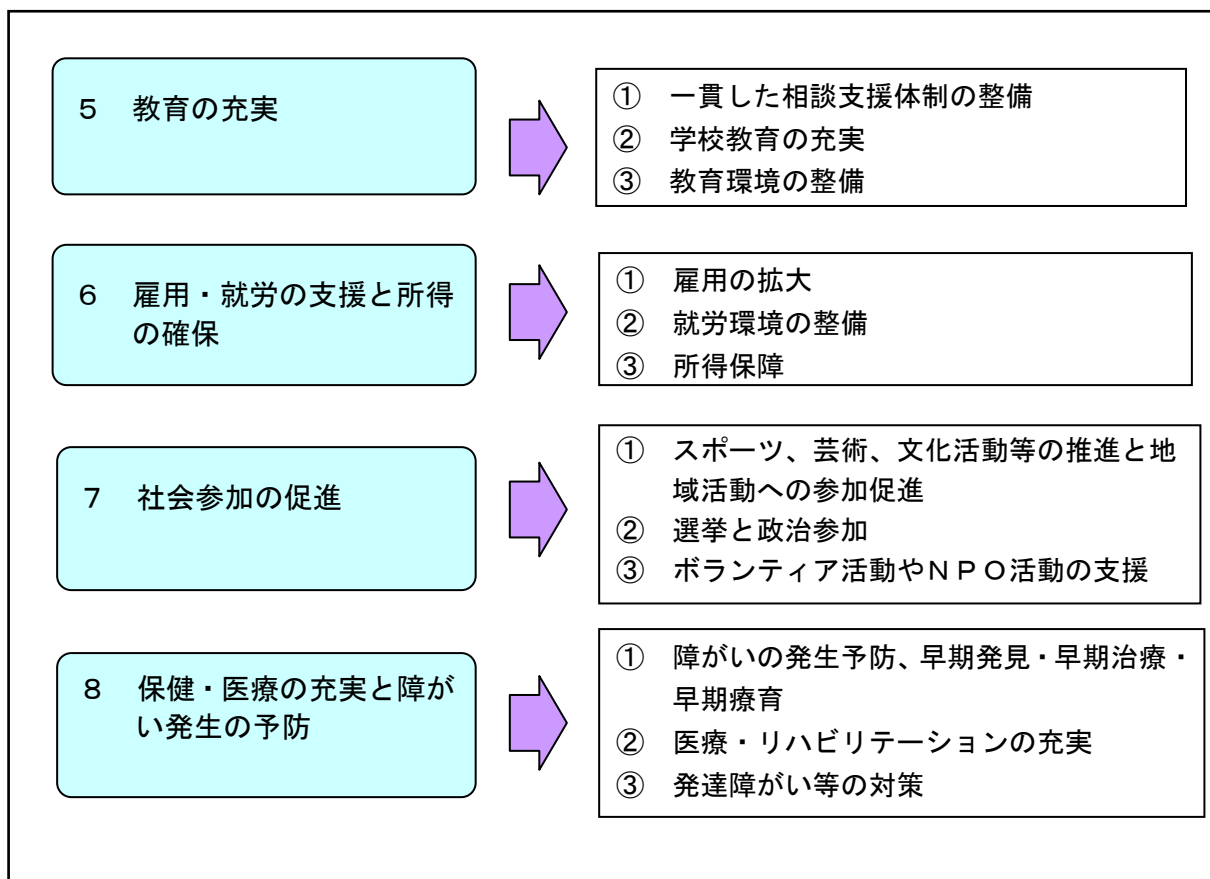
8 保健・医療の充実と障がいの発生の予防

障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

第5節 施策の体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。





第4章 基本計画

第1節 啓発と交流の促進

現在、障害者総合福祉法（仮称）という新しい法律が検討されており、障がい者をめぐる環境、制度などが大きく変わる時期を迎えようとしています。こうした新しい環境のなかで、障がい者が地域社会のなかで、一般の市民とともに互いに協力して地域社会を築いていけるよう、障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいに対する正しい知識と、制度普及のための広報・啓発活動を引き続き積極的に行っていきます。

また、ノーマライゼーションやインクルーシブの理念の浸透を図るとともに、ふれあいと交流を促進して、障がいのある人もない人もお互いに正しい理解を深め、誰もが同じように地域で安心して生活することができる地域社会を目指します。

1 理解・啓発活動の推進

【施策の方針】

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、また、障がいのある人の社会参加活動を促進できるよう、広報・啓発活動を充実します。

また、障がいのある人やその家族による団体活動においても広く市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①広報等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「市報たいない」を利用して障がいに関する情報を掲載します。また、市民に対し、障がいや障がいのある人に関する市民各層への啓発を進めます。 ・市のホームページ（インターネット）を活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発を進めます。
②「障がい者週間」などの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図り、これらの期間を通じた人権教育、啓発活動を推進します。

施策・事業	施策の概要
③講演会やイベントの実施	・市民講演会や福祉団体等の各種行事を利用し、障がいや障がい者についての周知を図るなど、広く市民意識の高揚を図ります。

2 福祉教育等の促進

【施策の方針】

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育、生涯学習の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このことから、学校や生涯学習における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

また、公共サービスに携わっている人や教育現場等の教職員に対し、研修等を行い、障がい児・者に対する理解と意識の向上を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所・幼稚園などにおける福祉教育を推進します。 ・学校職員などに対する福祉意識啓発機会を充実します。
②公共サービスに携わっている者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員のほか、公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
③生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会を充実します。 ・人権啓発事業を充実します。 ・障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 障がい者の人権、権利擁護

【施策の方針】

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。障がい者の虐待防止や、障がいを理由とする差別禁止をめざした対策を強化するとともに、障がい者の権利擁護のための取り組みを強化します。

このため、国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につながる一貫した支援体制の確立を目指します。

第4章 基本計画

また、精神上的の障がいなどにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、こうした人を保護・支援する体制づくりが重要です。

このため、財産の保全管理や各種申請権など、こうした障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、関係機関と連携し、成年後見制度の普及を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	・障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発を行うほか、地域での取り組みに関する啓発を行います。
②虐待等への的確な対応のための体制整備	・虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立を進めます。
③相談体制の強化	・県等の関係機関、法務の専門家などとの連携により、人権に関する相談体制の強化を図ります。
④成年後見制度の推進	・知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、成年後見制度の利用促進を図ります。

4 交流・ふれあいの拡充

【施策の方針】

障がいのある人が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、共に生き、共に支えあう意識を深めていくことが重要であり、そのことが「共生のまち」を実現する第一歩となります。

このため、自治会をはじめ地域の団体が中心となって、障がいのある人も積極的に参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めます。

すべての市民と障がい者等が互いに理解し連帯してともに支え合いながら、地域で安心して住み続けられるためには、障がいの有無にかかわらず参加できる交流の機会をより多く設け、より多くの市民の参加を呼びかけるとともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの場を推進します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある人の参加促進	・各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配置などに対する支援を進めます。
②体験・ふれあいの充実	・小・中学校のボランティア活動などを通じて、障がいのある人とふれ合い、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。
③交流活動の充実	・各種イベントの開催などを通じて障がい者と一般市民との交流活動を支援します。
④障がい者の外出支援	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護、同行援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。

第2節 生活支援の充実

障害者自立支援法が目指す地域移行について、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備や地域、集落における受け入れ体制の強化に取り組むことが必要です。

また、買い物支援や移動手段など地域生活支援も課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的に実施し自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業の充実に努め、地域生活を支援する支援体制の整備やネットワークの構築を推進します。

各種年金、医療費助成、手当等は障がいのある人の生活の重要な経済的基盤になることから、その制度内容等についての情報の提供を行い、制度の適正な運用を目指します。

1 相談と利用者本位の生活支援体制の充実

【施策の方針】

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりとして、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら、総合的かつ効果的なサービス基盤の整備に

第4章 基本計画

努めます。

本市においては、障害者自立支援法における相談支援に加え、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外の様々なサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①ケアマネジメントの充実	・利用者個々の状況にあわせ、必要なケアマネジメントを行い、個別支援計画の作成を行います。また、関係事業所との連携により、必要な人材の確保・育成に努めます。
②組織の連携	・地域自立支援協議会を中心に各機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう努めていきます。
③身近な相談窓口の充実	・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁・支所に窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。さらに、福祉施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支援を行います。
④地域生活支援事業での相談支援	・地域における障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため在宅サービスの情報提供や利用の助言を行う「地域生活支援事業 相談支援事業」を強化します。
⑤民生委員・児童委員による相談支援	・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

2 居住支援の充実

【施策の方針】

障がい者の地域移行にとって最も重要なことは、生活する住宅の確保です。自宅のほか、ケアホーム・グループホーム等の確保が大きな課題であることから、それぞれ障がい程度区分や家庭環境等に応じて暮らしの場を選択できるよう、障害者自立支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「ケアホーム（共同生活介護）」や「グループホーム（共同生活援助）」などの必要量の確保を目指します。

また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となるため、そのための支援を行うなど、地域移行を支援します。

加えて、公営住宅への入居促進など、市の住宅施策との調整の中で障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①障害者自立支援法に基づく居住系サービスの充実	・障害者自立支援法に基づく入所支援施設やケアホーム、グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。
②一般住宅の確保の支援	・民間の空き住宅等について、その活用を検討します。 ・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整を行い、障がいのある人の住宅の確保に努めます。
③住宅改造の支援	・地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたっての相談の充実と費用負担への支援を行います。

3 経済的自立の支援

【施策の方針】

国・県・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障がい者の所得保障のため、障害基礎年金の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度についても周知及び活用の促進を図り、障がい者の生活の安定・改善に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①重度心身障害者医療費助成	・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標準負担額及び訪問看護療養費を助成します。
②特別障害者手当	・20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給します。
③障害児福祉手当	・20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人に支給します。
④在宅重度重複障害者介護見舞金	・施設に入所することが困難な在宅の重度重複障がい者を常時介護している保護者に支給します。
⑤人工透析通院交通費助成	・人工透析のための通院に要する交通費を助成します。
⑥精神障害者医療費助成	・精神障がい者の入院に関わる費用を助成します。
⑦特別児童扶養手当	・20歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、および心身障がい児を父母にかわって養育(同居、監護、生計維持)をする人に支給します。

第4章 基本計画

施策・事業	施策の概要
⑧生活福祉資金貸付	・資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした資金の貸付を行います。
⑨自立支援医療費助成	・育成医療、更生医療、精神通院医療に該当する心身障がい者（児）、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支給を行います。
⑩就労継続支援施設等通所交通費助成	・就労継続支援施設等に通所している人に対して、交通費の一部を助成します。
⑪各種年金の支給	・国の制度にしたがって障がい者に対する障害基礎年金等の支給事務を行います。

4 移動・交通手段の充実

【施策の方針】

障がい者の外出を支援し、毎日の行動を支援するための施策の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①福祉タクシー利用券助成	・心身障がい者（児）の社会参加を助長し、経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシーの利用券を支給します。
②移動支援サービス事業	・身体的な理由により、バス、電車等の公共交通機関を利用することができない障がいのある人を対象に、車椅子やストレッチャーのまま乗車できる車両の運行を行い、医療機関などへの送迎サービスを行います。
③同行援護の実施	・視覚障がい者に対する同行援護事業を実施します。そのために必要な人材の確保に努めます。
④障害者自動車運転免許取得費助成事業	・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成を行います。
⑤身体障害者用自動車改造費助成事業	・一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に費用の助成を行い、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

5 情報提供・コミュニケーション支援の充実

【施策の方針】

障がい者が福祉制度をはじめ、必要な情報を入手し、コミュニケーションを容易に図れることが住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。

ボランティア団体等と連携して、広報などの既存の情報提供手段を有効活用するとともに、IT（情報技術）などを活用した情報バリアフリー化の推進や手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音声訳ボランティアなどの専門職種の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①広報活動の充実	・市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化や点字化を行います。
②障がい者のためのホームページ等の充実	・障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をホームページを使って提供できるよう取り組みます。
③ふくしのしおり（福祉サービス便利帳）	・障がい福祉サービス等の制度内容等をわかりやすく説明したパンフレットを配布して、事業・制度の周知を図ります。
④手話奉仕員や要約筆記奉仕者等の派遣	・個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。
⑤視覚障がい者の生活訓練	・関係機関と連携し、点字訓練等を行い視覚障がい者のコミュニケーションを支援します。また、パソコンを活用した読み上げソフトの利用訓練を行います。

第3節 各種福祉サービスの充実

障がい者の個々の状態に応じて適正な対応と、サービス提供ができるようケアマネジメントを基本として、サービス提供を行います。そのために地域生活支援センター等の相談窓口の機能の強化と役割分担の明確化を図り、各機関の連携を進めていきます。あわせて、専門職の確保やサービス提供を補完する福祉ボランティアの育成も進めます。

障害者自立支援法の施行により、給付体系やサービス体系が変わり、公平にサービスが提供できるよう計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、必要なサービス量を見込む障がい福祉計画の策定が義務づけられています。本市においても計画にしたがい、周辺市町村やサービス提供事業者とも協力して、サービスの提供体制を強化していきます。

また、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具や日常生活用具の費用の助成も継続して実施します。

1 障がい福祉サービスの充実

【施策の方針】

障害者自立支援法で定められた新体系への移行が終了し、新サービスを中心とする事業（介護給付及び訓練等給付）が中心となっています。これに対して国は、地域移行を進めるための数値目標を示しているため、これに沿ったサービス体制の整備を進めていきます。具体的には、就労継続支援やケアホーム、グループホーム等の一層の整備を目指します。

また、地域生活支援事業についても、計画的なサービス提供に努めます。なお、数値目標等は、「第2編 胎内市障がい福祉計画」によります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①障がい福祉サービスの充実	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。
②地域生活支援事業の充実	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。
③補装具の交付・修理	・身体障害者手帳の交付を受けている人に、必要に応じて障がいに応じた用具の交付、修理に係る費用の一部を支給します。

2 福祉サービスの評価と質の確保

【施策の方針】

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスを提供するよう、事業者に対する指導、支援を行います。また、市が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障がい福祉サービスに準じた研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。

また、サービスの質の確保・向上においては、利用者からの苦情処理及び解決の体制が充実していることが必要です。本市では苦情相談窓口を設け、苦情に対するサービス事業者への指導・助言を行い、サービスの改善策に取り組むとともに、その結果を踏まえて、障がい福祉サービスの更なる質の向上への提案が行える仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①苦情解決体制の整備	・障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。
②情報開示の適切な運用指導	・開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
③福祉サービスの評価	・事業者が提供するサービスの質を自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。

3 専門職種の養成・確保

【施策の方針】

福祉サービスを充実するうえで、日常生活や社会活動を支援する人材の育成と確保が必要です。

行政や社会福祉施設等の職員の確保、社会参加を支援する専門員の資質の向上を図るとともに、そのために多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向けた、事業者間の情報交換など連携体制の構築を図ります。

また、地域において、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談・指導が行われるよう、民生委員・児童委員の研修等を開催し、関係機関との連携のもと適切な対応を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①日常生活を支援する人材の養成	・障がいのある人の在宅生活を支援するホームヘルパーの養成を行います。
②社会参加等を支援する人材の養成	・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者やスポーツ・文化活動等の指導者や支援者の養成を検討します。
③福祉に携わる職員の資質の向上	・行政や施設の職員に対して障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発やより専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
④相談支援専門員の確保	・サービス等利用計画の作成を目指し、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成・確保に努めます。

第4節 安全・安心の環境づくり

障がい者が地域で安全・安心に過ごせるまちづくりが求められています。

障がい者の日常生活上及び就労や趣味、余暇活動などに生きがいをもち、社会参加していくためには、障がい者にとって活動が容易にできる生活環境の整備が必要です。本市においては、道路をはじめとした生活空間、公共的建物等のバリアフリー化、公共交通の確保といった取り組みを進めています。引き続き、障がい者にとって住みよいまちづくりに取り組んでいきます。

また、障がい者は災害や犯罪などに対して非常に弱い立場であり、まわりからの支援が必要です。障がい者の防災や防犯のために、市のみならず、市民、関係機関との連携を図りながら、緊急時の体制整備に努めます。

1 バリアフリーのまちづくり

【施策の方針】

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー新法に基づき道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいをもつ人の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

障がい者に配慮された環境の整備を通して、障がい者のみならずすべての人にとって配慮がなされたユニバーサルデザインの考えのもと、まちづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
②安全で快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりに努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
③公園、公共施設の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園や観光施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内板等の設置に努めます。 公共施設の整備、改修にあたり、多目的トイレの設置等バリアフリーの視点から整備を行います。

施策・事業	施策の概要
④交通機関のバリアフリー化	・バス路線やJR羽越線などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー化に努めます。
⑤障がい者向け安心住まいの整備補助事業	・住宅を住みやすく改造する場合に、費用の一部助成を行います。
⑥民間建築物の整備改善の促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑦ユニバーサルデザインの導入と普及	・障がいのあるなしに関わらず、使えるユニバーサルデザインの考え方について、広報活動を行い、理解を求めるとともに、福祉用具等、福祉の現場で使用される物について、ユニバーサルデザインの考え方で作られたものを採用するよう努めます。

2 防災対策

【施策の方針】

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい者が安心して地域生活が送れるよう、市全体で防災対策に努めます。

障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、災害時要援護者台帳の整備とその活用が重要であるとともに、誰が誰をどのように救出するかといった具体的な検討が必要です。

地域防災計画の見直し時には、災害発生時における自力で避難できない方の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて、検討を進め、あわせて災害時要援護者台帳の活用について検討していきます。

また、山間地など冬季の除雪・排雪対策を強化します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①避難誘導體制の整備	・市地域防災計画に基づき、障がいのある人など災害時要援護者に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制について検討します。
②災害時の障がい者の収容の検討	・障がい者などの災害時要援護者の災害時の収容を想定して、二次的避難所（福祉的避難所）を設定し、収容方法について検討を行います。
③障がい者など災害時要援護者対策の推進	・「災害時における要援護者支援のためのガイドライン」に基づき要援護者支援プランやマニュアルづくりを目指します。

第4章 基本計画

施策・事業	施策の概要
④緊急通信システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化を図ります。 ・防災行政無線の活用のほか、通信会社との連携により、緊急情報の一斉配信など連絡方法についてさらに研究を進め、障がい者に対しては、視覚や聴覚に障がいがある場合があるので、それぞれの状態に適した通信手段を検討します。
⑤地域ぐるみの防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織を中心に高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
⑥災害時要援護者台帳の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を含む災害時要援護者台帳への登録を行うとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう誰が誰をどのように助けるのか、各自治会などとも協議し、具体的な避難方法について検討します。
⑦冬季における除雪対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を行います。

3 交通安全、防犯対策

【施策の方針】

障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全なまちづくりを進めます。

地域の安全の確保のため、地域自治会や防犯協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなどの対策を強化します。
②防犯組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会との連携により、自主防犯組織の結成・育成を支援し、警察とも連携して見守り体制の強化を目指します。
③地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がいのある人を守るため、防犯思想の普及・啓発をに努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
④消費者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報の提供に努めます。

第5節 教育の充実

子どもの発達のために教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。障がいをもった子ども達の教育は、特に配慮を必要とする面が多く、そのために教職員など周りで支える人の理解も求められます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や学校、福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められています。そのため、療育相談体制の充実や小・中学校等における特別支援教育の一層の充実を図るとともに、義務教育のみならず高等教育や生涯学習の場においても障がい者（児）が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、受け入れに対する理解を促していきます。

1 一貫した相談支援体制の整備

【施策の方針】

乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的な教育や療育を行うことができるよう相談支援体制が求められています。

障がいのある幼児・児童・生徒やその保護者に対して適切な相談支援が行われるようにするため、乳幼児期から学校卒業後のそれぞれの段階にわたって、教育、福祉、医療、保健、労働などの支援が適切に受けられるよう、関係機関が連携して一貫した支援体制の構築に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①ことばとこころの相談室	・ 幼児の発達に応じた発達支援や家族への相談支援を行うとともに、必要に応じて保健師等と連携をとりながら、早期療育につなげるなど対策を検討していきます。
②保育園・幼稚園における受入体制の充実	・ 保育士・幼稚園教諭等の質の向上や介助員の配置等の検討により、保育園・幼稚園における障がい児の受入体制の充実を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、保健師等との連携により発達支援に努めます。
③乳幼児発達相談室	・ 発達に不安をもつ幼児とその保護者また、幼児健診や保育園等で相談が必要と認められた幼児とその保護者に対して、児童精神科医師による診察をし、幼児の発達に応じた専門的支援や家族への相談支援を行います。
④就学指導委員会	・ 就学指導委員会において、保護者の意見を踏まえながら障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。

第4章 基本計画

施策・事業	施策の概要
⑤就学・教育相談体制の充実	・保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。
⑥学校における相談機能の強化	・スクールカウンセラー、市教育相談センター、各学校の特別支援教育コーディネーター等との連携により、学校における相談機能の強化を図ります。
⑦専門家のネットワークづくり	・医療・保健・福祉・教育等の専門家チームによる教育相談体系化連携事業において、就学相談等の特別支援ネットワークの強化に取り組み、就学指導委員会との連携により、乳幼児から学校卒業までの個別の教育支援計画の策定に取り組みます。
⑧進路指導の充実	・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

【施策の方針】

障がいのある子どもが地域社会の一員として、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実と学びやすい教育支援体制の充実を図ります。

そのため、今後も、保育園、幼稚園、小・中学校の連携のもと障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①特別支援教育の推進	・障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。
②個別の教育支援計画の策定・評価	・児童・生徒の障がいと、特性を見極め、それぞれにあった個別の指導計画及び教育支援計画を策定し、実践のなかで評価を行います。
③インクルーシブな教育の実践	・障がいのある子とない子がともに学ぶ機会の充実を目指すインクルーシブの考え方に沿った交流の場やともに学ぶ場の整備を進めます。
④学校教育における障がい者理解の推進	・障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるための特別支援学級などの子どもとの交流教育を進めます。

施策・事業	施策の概要
⑤人権教育の推進	・インクルーシブな社会を根底に据え、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、ともによりよい社会を築いていける教育を、障がいのある児童・生徒にも障がいのない児童・生徒にも行います。

3 教育環境の整備

【施策の方針】

特別支援教育の充実のために、専門機関の連携や指導力の向上、教育施設の改善など、体制や環境整備に努める必要があります。そのため、教育委員会はもとより、障がい児に関わる関係機関との連携により体制整備を進めます。

小・中学校の学校施設について、障がいのある児童・生徒が安全かつ円滑に、学校生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①介助員の配置	・教育活動困難な状況にある学級（LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の児童・生徒のいるクラス）に対し、個に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように介助員の配置に努めます。
②特別支援教育コーディネーターの配置	・小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育の充実を図ります。
③学校・幼稚園教職員、保育園保育士への研修	・学級担任のためのLD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥・多動性障がい）研修会など、特別支援教育にかかわる研修会を実施し、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。
④学童保育・日中一時支援サービスの充実	・放課後や長期休暇中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。 ・長期休暇中における障がいのある児童の生活リズムを保持し保護者の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がいのある児童預かりの日中一時支援サービスの充実に努めます。
⑤教育施設の改善	・学校の改修等に当たっては、障がい児に配慮して施設のバリアフリー化に努めるほか、設備、備品の整備についても考慮します。

第6節 雇用・就労の支援と所得の確保

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要な施策です。

公共職業安定所等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を求めていきます。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

1 雇用の拡大

【施策の方針】

公共職業安定所、商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、関係各団体に対し企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行っていきます。

障がい者が安心して働けるよう、関連事業所等との協力により、障がい福祉サービスの一層の充実を図り、一般就労、福祉的就労も含めて就労機会の整備を進めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①事業主への啓発	・障がい者雇用促進月間（9月）などを中心に市内の事業主に対して障がいのある人の雇用についての理解の促進を図り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。
②障がい者雇用率の向上	・障がい者雇用率の向上を目指し、公共職業安定所と連携して市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけていきます。
③障がい福祉サービスの強化	・就労移行支援、就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。
④就労に向けた体験実習の場の確保	・就労に向けていろいろな業種の仕事について体験できるよう学習機会の整備を行います。
⑤市など公的機関における雇用拡大の推進	・市などの公的機関における事務や作業などについて障がいのある人の雇用を行います。

2 就労環境の整備

【施策の方針】

障がい者の能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言、その他必要な援助を行うなど、障がい者の就労環境の整備に努めます。

また、公共職業安定所と連携し、就職に必要な技能の修得や生活指導などを行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①雇用環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談・指導に努めます。
②グループ就労や短時間就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。
③各種助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携しながら障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。 在宅の就業者に対しても、在宅就業障がい者支援制度の活用により発注事業所への支援ができるよう周知に努めます。
④職場定着と継続就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労先に出向き障がいのある人と企業の双方に定着指導を行う就労援助指導員（ジョブコーチ）の派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。
⑤総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。
⑥公共職業安定所との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用が促進されるよう公共職業安定所や商工会等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障

【施策の方針】

障がい者の自立を促進する上で、所得の向上は重要な課題となっています。関係機関との連携のなかで、事業所に対し働きかけるなど、積極的な対応に努めていきます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①所得の保障	・障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力により向上を目指します。

第7節 社会参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしい生活を充実することにつながります。そのため、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。

今後は、障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供するとともに、市民、ボランティアと連携した社会活動参加への支援、関係団体育成への支援を行います。

1 スポーツ・芸術・文化活動等の推進と地域活動への参加促進

【施策の方針】

障がい者が、障がいのない人と同じようにスポーツや芸術・文化活動を楽しむ機会を持つことは、障がい者に日常生活の充実感や生きがいを与えるとともに、社会参加の重要な要素となります。

障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて生活を充実することが出来るよう行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

また、障がい者が参加できる機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備や参加促進のために手話通訳の派遣、ボランティアの充実などサポート体制の強化にも努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	・各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域との交流に努めます。
②参加の支援	・社会参加を促進するために、移動支援サービスの充実や手話通訳の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。
③文化教室等の開催	・各種文化教室等を開催し、芸術・文化等の活動を支援します。また、作品の展示機会づくりにも努めます。

施策・事業	施策の概要
④総合型スポーツクラブとの連携	・総合型スポーツクラブとの連携により、障がい者スポーツの振興に努めます。
⑤文化施設・体育施設のバリアフリー化	・障がいのある人がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。
⑥障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	・障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大会に支援を行います。
⑦文化・スポーツ活動への支援	・障がいのある人の文化・スポーツ活動を支援し、社会参加を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めます。

2 選挙と政治参加

【施策の方針】

障がい者の選挙への参加を一層進めるために、選挙情報の入手から投票にいたる一連の活動を支障なく行えるよう、環境の整備を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①選挙情報の提供	・選挙公報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、必要な対策をとるよう努めます。
②投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善を図ります。また、視覚障がいや聴覚障がいなどそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、選挙制度の動向を踏まえながら対策を進めます。

3 ボランティア活動やNPO活動の支援

【施策の方針】

障がいのある人の社会参加を進めるためには、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも、幅広い領域にわたる支援が必要となります。これらの必要とされるきめ細かな支援に対応するため、ボランティア活動やNPO活動などの育成・支援を積極的に行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
① ボランティアやNPOの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ・ 障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。
② ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報を提供します。 ・ ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。
③ 市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るため、社会福祉協議会で実施するボランティア養成講座やボランティア体験機会を支援します。 ・ 各種ボランティア講座の受講者のボランティアセンターへの登録や活動への参加、自主的な活動の立ち起こしなどを支援します。

第8節 保健・医療の充実と障がい発生の予防

1 障がいの発生予防、早期発見・早期治療・早期療育

【施策の方針】

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がいの軽減のために障がい者施策の中でも最も重要な課題の一つです。

そのため医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。

がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障がいの発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であり、若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策などの総合的な生活習慣病予防対策を推進していきます。

また、精神保健の分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、関係機関等と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①ひきこもり対策やうつ の予防	・ひきこもり対策やうつ の予防として、県や関係 支援機関との連携によ り、仲間づくりや生きが いづくり等の社会参加 の支援を行います。
②相談支援体制	・保健所で定期的に開 催される専門医による 「こころの健康相談」 を活用するほか、保健 所の相談員や市の保健 師が随時相談を受け、 適切な支援に努めます。
③特定健康診査・特定 保健指導の推進	・特定健康診査・特定 保健指導の受診率の向 上により、メタボリック シンドロームや生活習 慣病対策を進め、障が いの原因となる疾病の 予防に努めます。
④妊婦・乳幼児健康診 査等の保健事業の充 実	・妊婦健診及び乳幼児 健診の実施により、専 門医による診察・指導 を行い、疾病の早期発 見に努めます。
⑤乳幼児サービスとの 連携	・乳児や幼児を対象と する保育園等のサービ ス機関と保健師の連 携により、障がいの疑 いのある児童に対して 適切な対応に努め、早 期の障がい発見に努 めます。
⑥早期療育体制の実 現	・各種健診において、 子どもの成長発達の節 目における健診を実 施し、障がいの早期発 見、治療・早期療育 の実現を図ります。 ・早期療育のための 保健、医療、福祉、教 育等の連携を強化し 相談機能の強化を図 ります。 ・発達状態に応じた 個別相談や関係機関 への紹介等、きめ細 かな対応を図ります。

2 医療・リハビリテーションの充実

【施策の方針】

障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たします。

このため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある人が安 心して利用できる地 域医療サービスの充 実	・地域医師会との連 携により、障がい のある人が必要な 医療を、身近で受 診できる環境の充 実に努めます。 ・障がいのある人 やその家族に対し 「かかりつけ医」 を持つよう啓発 を進めます。

第4章 基本計画

施策・事業	施策の概要
②医療費の助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの原因となる疾病の治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障がい者医療費等の助成制度の周知を行います。
③歯科保健医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に対して、歯科健診を実施し、治療が必要な人には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。
④リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 介護保険制度との連携を図り、加齢にともなう身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。

3 発達障がい等の対策

【施策の方針】

現在国で検討されている障害者自立支援法に代わる新たな法律では「制度の谷間」をなくすことを目的として、従来の三障がいに加え、重症心身障がい児や高次脳機能障がいのほか、近年、発達障がいなどに対する具体的な支援策が求められています。

このため、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域における支援の仕組みを構築していきます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①広汎性発達障がい等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 広汎性発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握と特別支援ネットワークの構築を行います。
②高次脳機能障がいへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいの相談に応じ、関係機関と連携しながら個別の対応を検討します。

第5章 計画の推進体制

1 計画の普及啓発

障がい者計画の推進にあたり、本市が障がい者福祉に関して目指すべき方向を市民に理解してもらい、また、行動してもらうため、本計画の普及啓発に努めます。

2 各主体の役割

近年、福祉分野においては、公助、共助、自助の考え方が重要視され、今までの公共機関の公助だけでなく、インフォーマルな形の共助の考え方が重要になりつつあります。各個人、団体においても互いに助け合い、ともに障がい者を支えていけるよう努めていく必要があります。

【障がい者本人の役割】

障がい者は、自分の能力や個性を活かし、障がい福祉サービスを活用しながら地域社会に対して積極的に参加していくことが望まれます。また、障がいにより働くことができない人も日中活動など生きがいを見つけ、いきいきと地域生活を送ることが望まれます。

【市民の役割】

市民は、障がい者に対する理解を深め、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するとともに、ボランティア活動や自主活動など自らできることを考え、行動していくことが望まれます。

【サービス事業者の役割】

サービス事業者は、障がい者の自立に向けて質の高いサービスを提供するために、日々努力していくことが望まれます。

【市及び関係機関の役割】

市は、障がい福祉サービス等の提供基盤を整備するとともに、障がい者、市民、サービス事業者などが活動しやすい環境づくりに努めます。また、保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、労働、教育等の関係各分野から

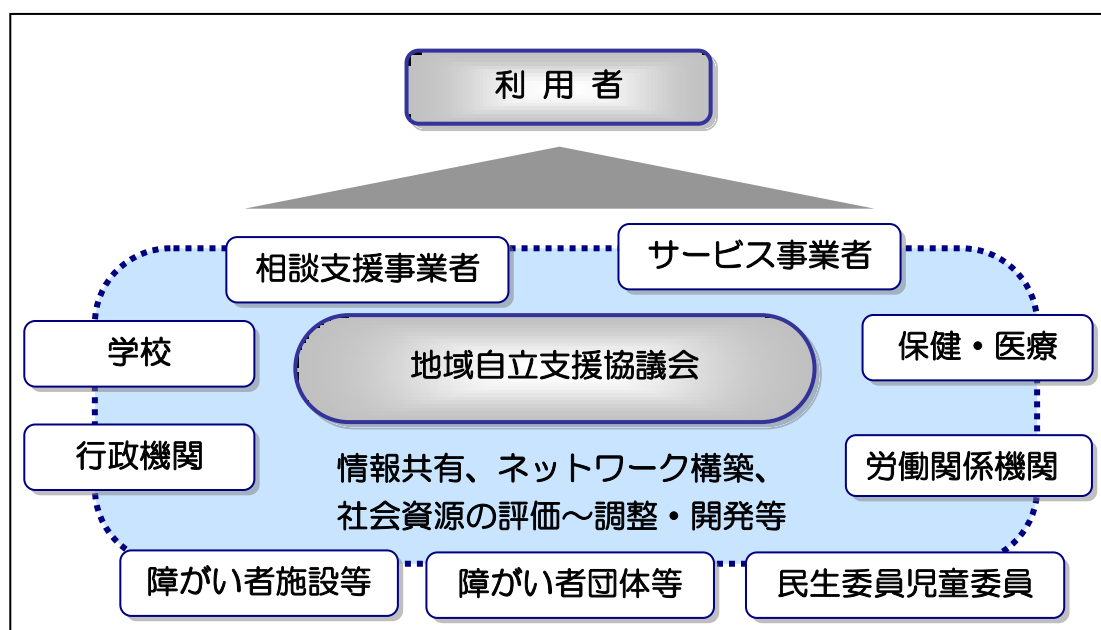
の参加を得て地域自立支援協議会を運営するとともに、県、近隣自治体、関係機関・団体等との連携を図り、本計画を推進します。

3 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす地域自立支援協議会を活用します。協議会は限られた地域資源を共有して最大活用を図るため、各関係機関の相互連携を強化し、地域ネットワークの充実にに向けた協議を行います。

また、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理、評価を行います。

【地域自立支援協議会によるネットワーク構築】



第2編 胎内市障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉計画策定にあたって

1 「第3期障がい福祉計画」の策定

「障がい福祉計画」は障害者自立支援法第88条に規定する計画であり、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見込みを示すとともに、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

障がい福祉計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年であり、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を見直します。

2 計画の見直し

現在「障害者総合福祉法（仮称）」が検討中であり、国においては、平成25年8月までの実施を目指していることから、計画期間中に障がい福祉計画を見直す可能性があります。

図表 計画期間

年 度	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
胎内市 障がい者計画	第1次計画 (H18~H23)			第2次計画					
胎内市 障がい福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

3 障がい者計画との関係

障がい福祉計画は、福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保の方策を示す計画として、「障がい者計画」の部門計画として位置づけられるため、「障がい者計画」を上位計画とし、事業や施策との整合性を保ち、調和のとれた計画としています。

図表 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

●障がい者計画———障害者基本法

施策の展開

1. 地域生活
2. 労働及び雇用
3. 教育
4. 健康、医療
5. 障がい原因の予防
6. 精神障がい者に係る地域移行の促進と医療における適正手続きの確保
7. 相談等
8. 住宅等
9. ユニバーサルデザインと技術開発
10. 公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保
11. 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障
12. 文化・スポーツ
13. 所得保障
14. 政治参加
15. 司法手続
16. 国際協力

■障がい福祉計画———障害者自立支援法

整備内容

1. 地域生活及び一般就労への移行に向けた平成26年度の目標の設定
2. 指定障がい福祉サービス等の見込み量の設定と確保策
3. 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保策

第2節 基本的な理念

計画の基本的理念は、障害者自立支援法の主旨を踏まえ、前計画からの継続性を考慮して、次のとおり定めます。

【障がい福祉計画における基本的理念】

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくための、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 入所施設等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのケアホーム及びグループホーム等の居住施設の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある方々の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(4) 相談支援とサービス等利用計画等作成体制の充実

障がいのある方々が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支えるために相談支援と、サービス等利用計画の作成が必要であり、そのための人材の確保等、公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図ります。

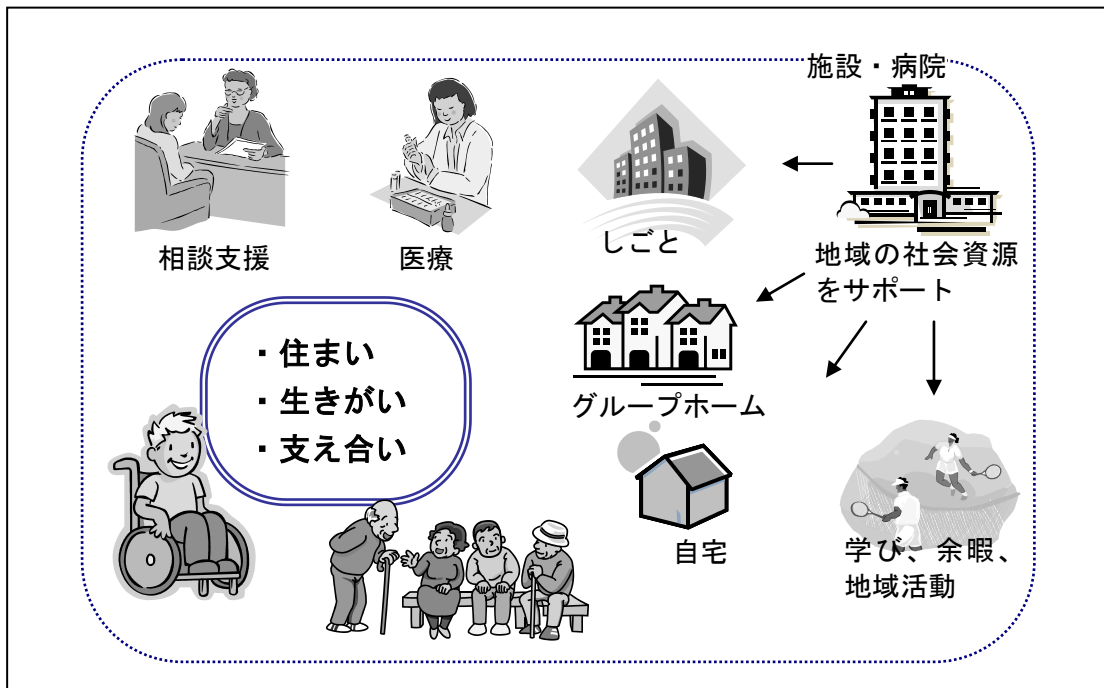
第3節 基本的な考え方

計画の基本的な考え方についても、障害者自立支援法の基本的な方向性に基づき第2期計画を継承するとともに、今回、新たに示された考え方を加え次のとおりとします。

(1) 日中活動と生活の場の分離

これからの障がい福祉施策は、地域生活に向けて転換を図ることが求められています。障がい者の生活は、施設・病院での24時間の生活から、地域での生活に移行することにより、日中活動の場と住まいの場にわかれ、地域社会への本人の関わりが大きく広がっていくことが考えられます。また、自宅で暮らしている障がい者が成人して自立することも視野に入れ、乳幼児期から成人・高齢期に至るまでを支えるためには、多様な資源を整備していくことも必要です。

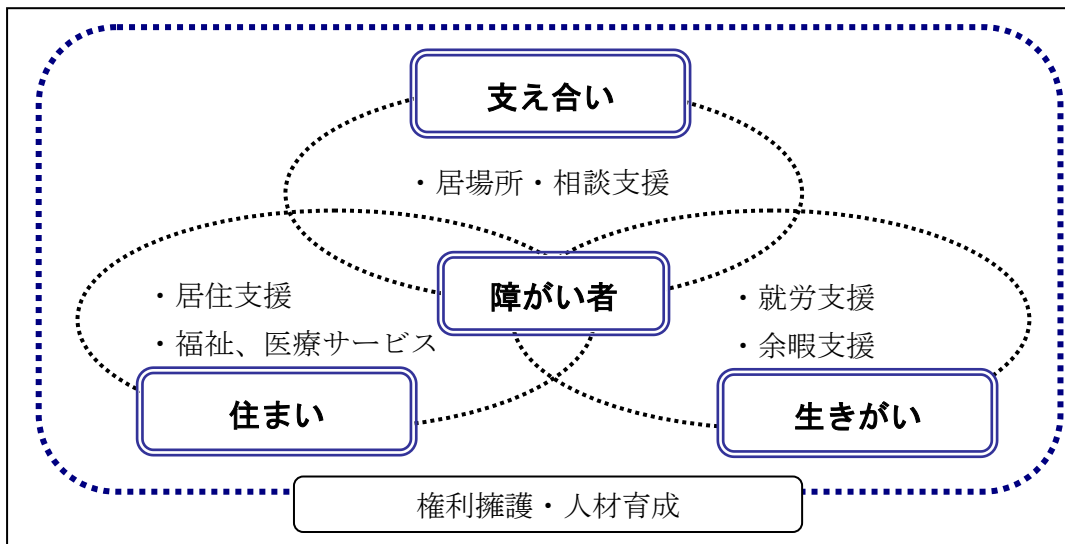
【地域生活に向けて】



(2) 自立した地域生活を支える三つの場

「胎内市障がい福祉計画」では、障がい者の地域生活を支える「住まい」「生きがい」「支え合い」という3つの場から将来のあるべき地域社会を考えていきます。

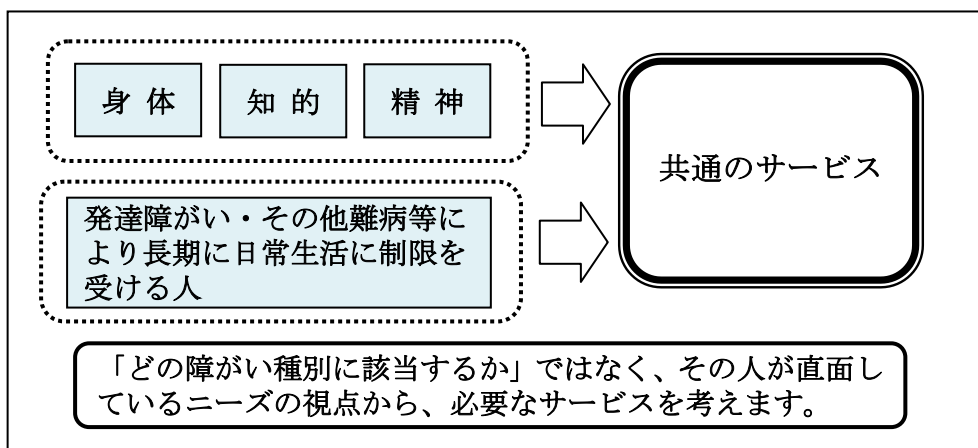
【自立した地域生活を支える三つの場】



(3) 一元的なサービス提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい福祉施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象として、障がいごとに法律や制度が異なり、事業体系が複雑に分立していました。しかし障害者自立支援法の施行により、共通の制度の下で一元的に提供される仕組みになっており、さらに今回、制度の谷間をなくす考え方も示されていることから、従来の三障がいに加え、発達障がい等についても適切なサービス提供ができるよう体制の整備を進めます。

【障がい福祉サービスを一元的に提供します】



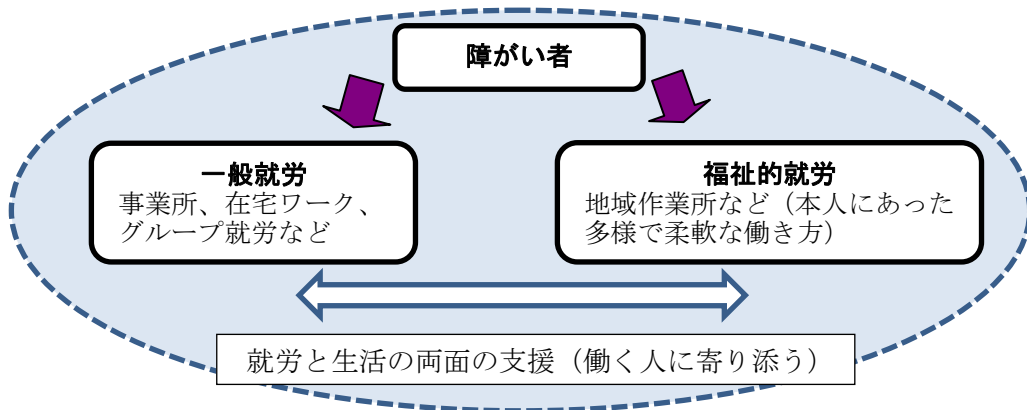
(4) 就労支援事業への取り組み

障がいの有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

その人らしい、働き方を選択できることはノーマライゼーションの理念からも大切なことです。

障がい者が、その人の適性に応じて多様な働き方を選択できるよう、本市は就労と生活の両面からの支援に取り組んでいきます。

【就労支援事業への取り組み】

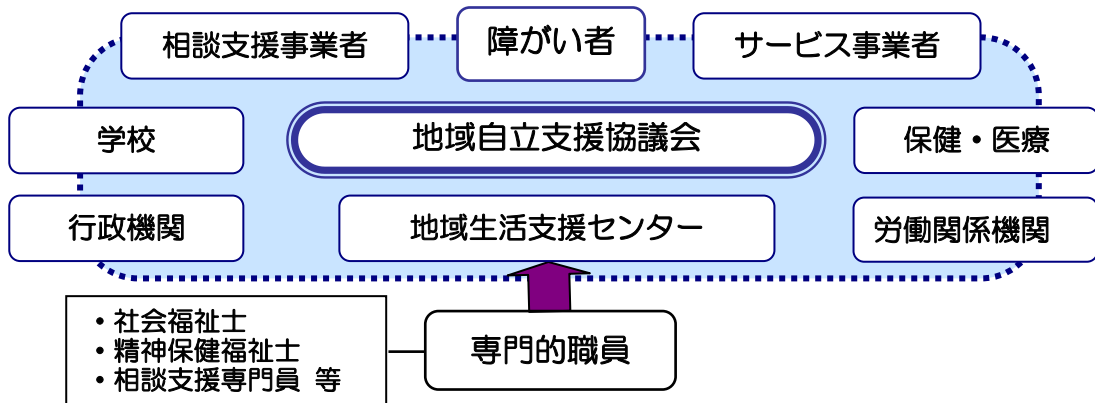


(5) 相談支援事業の取り組み

障がい者(児)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。今後とも、相談支援体制を維持・強化するとともに、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できるよう、「地域自立支援協議会」において委託事業者の運営評価を実施し、サービス提供の質の向上を目指します。

また、サービス等利用計画の作成を円滑に進めるための相談支援専門員等の人材の確保等の体制整備を図ります。

【相談支援体制の整備】



第2章 第2期計画の検証

第1節 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

訪問系サービスの第2期計画期間における見込量と実績は次のとおりです。

居宅介護は、平成22年度では人数が20人で目標値の66.7%、時間数では202時間で目標値の96.2%となっています、利用は拡大しており、平成23年度は目標値を超える見込みです。

また、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援については、特に重度の障がい者を対象としていることから、対象者数が少なく、在宅サービスよりも施設サービスを利用するケースが多いことから、利用はありませんでした。

図表 訪問系サービスの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	見込量	時間	210	210	210
		人数	30	30	30
	実績	時間	179	202	226
		人数	20	20	17
重度訪問介護	見込量	時間	31	31	31
		人数	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
行動援護	見込量	時間	15	30	30
		人数	1	2	2
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	見込量	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0

※1か月あたり延べ量。平成23年度は見込値

2 日中活動系サービス

新しいサービス体系への移行により生活介護においては、急速に利用が拡大し、第2期の期間を通じて見込み量を超える利用となり、平成23年度は26人で432人日の利用が見込まれます。

療養介護は、重度障がい者を対象としており、利用者はみられませんでした。

短期入所では当初の見込みより利用者は多くなっていますが、平成23年度は、利用日数は減少する見込みです。

自立訓練のうち機能訓練は、毎年1人から3人の利用がありました。生活訓練は利用が伸びており、平成23年度は、当初の見込みどおりの利用が見込まれます。

図表 日中活動系サービスの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	見込量	人日	99	99	99
		人	9	9	9
	実績	人日	151	225	432
		人	11	17	26
療養介護	見込量	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0
短期入所	見込量	人日	50	50	50
		人	5	5	5
	実績	人日	55	64	39
		人	6	9	8
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日	33	33	33
		人	3	3	3
	実績	人日	31	31	13
		人	2	3	1
自立訓練（生活訓練）	見込量	人日	396	440	506
		人	18	20	23
	実績	人日	272	391	531
		人	13	19	25

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成23年度は見込値

児童デイサービスは、平成22年度に1人、平成23年度は3人の見込みです。

就労関係のサービスは、就労移行支援は人数はわずかですが、当初見込みの2倍の利用となっています。就労継続支援は、A型は市内に施設がなく利用はわずかですが、ほぼ見込みどおりとなっています。B型は大きく利用が伸びており、平成23年度は当初の見込みと比べ人数は多くなっていますが、利用日数は見込み日数よりやや少なくなっています。

図表 日中活動系サービスの第2期計画における見込量と実績（つづき）

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	見込量	人日	10	10	10
		人	1	1	1
	実績	人日	0	2	9
		人	0	1	3
就労移行支援	見込量	人日	44	44	44
		人	2	2	2
	実績	人日	59	53	87
		人	4	3	4
就労継続支援 (A型)	見込量	人日	44	66	66
		人	2	3	3
	実績	人日	66	42	48
		人	5	4	3
就労継続支援 (B型)	見込量	人日	792	792	792
		人	36	36	36
	実績	人日	494	512	747
		人	28	28	43

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成23年度は見込値

3 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、共同生活介護は見込みどおりの利用増がみられますが、共同生活援助の利用は平成23年度は2人となっています。

施設入所支援は、新体系への移行が進み人数は大きく伸びていますが、平成23年度は、新体系への移行がされていない施設があることから、目標の半数となっています。

図表 居住系サービスの第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	人	3	3	3
	実績	人	2	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	3	4	5
	実績	人	1	1	2
施設入所支援	見込量	人	3	3	32
	実績	人	4	7	16

※1か月あたり実量。平成23年度は見込値

4 サービス利用計画

サービス利用計画の作成件数は、見込みを下回っています。

図表 サービス利用計画の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援	見込量	人	6	6	6
	実績	人	1	2	1

※年間実人数。平成23年度は見込値

第2節 地域生活支援事業

1 相談支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業の実施箇所数は、当初の見込みどおり2箇所となっています。

図表 相談支援の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	見込量	箇所	2	2	2
	実績	箇所	2	2	2

※平成23年度は見込値。

(2) 地域自立支援協議会の設置

本市では障がい者団体、事業所、教育、医療等の関係する分野の委員で構成する地域自立支援協議会を設置しています。

図表 地域自立支援協議会の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域自立支援協議会	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1

※平成23年度は見込値。

2 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業は、見込みどおり実施しています。

図表 市町村相談支援機能強化事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村相談支援機能強化事業	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1

※平成23年度は見込値。

第2章 第2期計画の検証

3 コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成23年度で利用が増加しておりほぼ見込み値となっています。

図表 コミュニケーション事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	見込量	人	9	10	12
	実績	人	5	2	11

※年間利用分（延べ人数）。平成23年度は見込値。

※派遣手話通訳者等人数

4 日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具と自立生活支援用具、排せつ管理支援用具では、見込み値を超えて利用がみられます。在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）では見込み値とほぼ同水準あるいは低めとなっています。

図表 日常生活用具給付等事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	見込量	件	2	2	2
	実績	件	7	8	4
自立生活支援用具	見込量	件	2	2	2
	実績	件	7	4	10
在宅療養等支援用具	見込量	件	2	2	2
	実績	件	1	3	2
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	1	1	1
	実績	件	3	2	1
排せつ管理支援用具	見込量	件	360	360	360
	実績	件	439	430	400
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	見込量	件	5	5	5
	実績	件	2	2	3

※年間利用分。平成23年度は見込値。

5 移動支援事業

移動支援事業は、利用人数はほぼ見込みどおりですが、利用時間は見込み値を大きく超えています。

図表 移動支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	見込量	人	12	14	16
	実績	人	12	17	17
	見込量	時間	144	168	192
	実績	時間	554	636	731

※年間利用分（実利用人数、延利用時間）。平成23年度は見込値。

6 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターはI型1箇所となっており、利用者数は、見込み値より多くなっています。

図表 地域活動支援センター事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター事業（I型）	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1
	見込量	人	3,900	4,050	4,200
	実績	人	4,378	4,287	4,634

※年間利用分（延利用人数）。平成23年度は見込値。

7 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用実績は、ほぼ見込み値どおりとなっています。

図表 訪問入浴サービス事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	見込量	人	5	6	6
	実績	人	4	6	5

※年間利用分（実人数）。平成23年度は見込値。

第2章 第2期計画の検証

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用実績は、7箇所を実施し、見込み値を大きく超えて利用されています。

図表 日中一時支援事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	見込量	箇所	4	4	4
	実績	箇所	6	7	7
	見込量	人日	162	162	162
	実績	人日	258	645	612

※年間利用分（延利用人数）。平成23年度は見込値。

(3) 生活支援・生活サポート事業

生活支援、生活サポート事業の平成22年度の利用実績は、738時間で、見込み値の53.5%となっています。利用者数が減少していること等がその原因として考えられます。

図表 生活支援・生活サポート事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活支援・生活サポート事業	見込量	時間	1,379	1,379	1,379
	実績	時間	844	738	885

※年間利用分（延利用時間）。平成23年度は見込値。

(4) 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業

自動車運転免許取得事業及び自動車改造助成事業は、ほぼ見込みどおりとなっています。

図表 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業の第2期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自動車運転免許取得助成事業	見込量	件	1	1	1
	実績	件	0	0	1
自動車改造助成事業	見込量	件	2	2	2
	実績	件	1	4	3

※年間利用分。平成23年度は見込値。

第3章 福祉サービス等の数値目標

第1節 数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行の目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、施設入所者の削減として8人を目標とし、入所者を30人とします。また、地域生活移行者数は12人を目標とします。

【国の基本指針】

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定。

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	38 人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	30 人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み (A-B)	8 人	差引減少見込み数
	21.1 %	
【目標値】地域生活移行者数	12 人	施設入所から共同生活介護、共同生活援助等へ移行した者の数
	31.6 %	

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として2人を目標とします。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	一倍	

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設利用者のうち38人を目標とします。

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の移行目標

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	230人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	38人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	16.5%	

(3) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援のA型事業の利用者は、市内に施設がなく、県内でもその数がかぎられており、13人の利用を目標とします。B型の利用希望は今後とも増えるものと思われませんが、就労移行支援と就労継続支援A型への移行を目指し、平成26年度の目標は89人とし、あわせて102人を見込みます。

【国の基本指針】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労継続支援（A型）事業の利用者数の移行目標

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	13人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	89人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	102人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	12.7%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

第2節 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

サービス名	内容等	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事及び通院の介護等を行います。	障がい程度区分1以上の人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護を行います。	障がい程度区分4以上で所定の項目に該当する人
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。	障がい程度区分3以上で所定の項目に該当する人
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、サービスを包括的にを行います。	障がい程度区分6で所定の項目に該当する人
同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	支給対象者を特定するための独自の評価指標に該当する人

(2) 見込量

居宅介護については、平成26年度で30人の利用を見込み、月平均利用時間として1人当たり10時間を見込むことにより、利用時間を300時間とします。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援については、利用対象者がわずかなことから各1人の利用を見込みます。現時点で利用者の見込みがないため、利用希望があれば、関係事業者との連携により、サービス提供を行います。

新規事業の同行援護は、5人を見込みます。

図表 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	利用時間	240	270	300
	利用人数	24	27	30
重度訪問介護	利用時間	100	100	100
	利用人数	1	1	1
行動援護	利用時間	10	10	10
	利用人数	1	1	1
重度障がい者等包括支援	利用時間	150	150	150
	利用人数	1	1	1
同行援護	利用時間	33	44	55
	利用人数	3	4	5

※1か月あたり延べ量

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施される「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」と、「訓練等給付」として実施される「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

サービス名	内容等	対象者
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障がい程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である方及び年齢が50歳以上の場合は、障がい程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障がい程度区分6の方及び筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障がい程度区分5以上の人
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい程度区分1以上で、居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

サービス名	内容等	対象者
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である方に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方、あるいは一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人

（2）見込量

生活介護については、引き続き利用の拡大を見込み、平成26年度で利用人数を48人、利用日数を1,056人日とします。

自立訓練については、機能訓練は平成26年度で利用人数を4人、利用日数を44人日見込みます。生活訓練は、平成26年度で利用人数を38人、利用日数を836人日とします。

就労関係のサービスでは、国の数値目標の指針や県との調整により、

第3章 福祉サービス等の数値目標

就労移行支援は38人を目標とし、就労継続支援は、A型を13人、B型を89人として、あわせて102人の利用を見込みます。利用日数は、就労移行支援は836人日、就労継続支援A型は286人日、B型は1,958人日とします

療養介護は、新体系への完全移行に伴い、既存施設からの移行を見込み、6人の利用を見込みます。

短期入所は、平成22年の9人に対し、平成26年度で18人、日数は180人日を見込みます。

図表 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	924	990	1,056
	人	42	45	48
自立訓練（機能訓練）	人日分	22	33	44
	人	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日分	616	726	836
	人	28	33	38
就労移行支援	人日分	176	330	836
	人	8	15	38
就労継続支援（A型）	人日分	66	110	286
	人	3	5	13
就労継続支援（B型）	人日分	1,870	1,914	1,958
	人	85	87	89
療養介護	人	5	6	6
短期入所	人日分	100	120	180
	人	10	12	18

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「施設入所支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」と、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

サービス名	内容等	対象者
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障がい程度区分2以上の人
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 (自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)	①生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

(2) 見込量

共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援については、国の基本指針にもとづく数値目標（本章1数値目標）との整合により目標値を見込んでいます。それぞれ、市内の施設定員や利用見込み等を勘案して設定しています。

共同生活介護、共同生活援助は現況の5人に対し、将来の施設整備等を見込み、平成26年度で24人を見込みます。施設入所支援は、ケアホーム等への移行を見込み、平成26年度は30人を見込みます。

図表 居住系サービスの見込量

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	人	7	12	17
施設入所支援	人	34	32	30

※1 か月あたり実量

4 指定相談支援サービス

(1) サービスの内容

支給決定を受けた障がい者に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス利用計画の作成、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）等を行います。この支援についての利用者負担はありません。

今後は、特に個別支援計画等の作成を円滑に行うため、関係事業所との連携のもとに、相談支援専門員の確保、育成に努めます。

(2) 見込量

相談支援については、計画相談支援は、平成 26 年度で、月当たり 39 人実施する見込みです。また、地域移行相談支援は 5 人、地域定着相談支援は 6 人を見込みます。

図表 相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	13	26	39
地域移行相談支援	人	5	5	5
地域定着相談支援	人	6	6	6

※1 か月あたり実量

第3節 地域生活支援事業

1 相談支援事業

(1) サービスの内容

障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人本人、あるいは保護者、介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

(2) 見込量

市が指定する相談支援事業所は以下の通りとし、必要に応じて計画途中での相談支援事業所の増を検討します。

図表 相談支援事業の見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	箇所	3	3	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

2 市町村相談支援機能強化事業

(1) サービスの内容

相談支援事業の一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

(2) 見込量

相談機能の強化を図るため、市町村相談支援機能強化事業を実施します。

図表 市町村相談支援事業機能強化事業の見込量

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有

3 成年後見制度利用支援事業

(1) サービスの内容

知的障がい者又は精神障がい者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な場合に、その全部又は一部を助成します。

(2) 見込量

成年後見制度利用支援事業を実施し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化します。

図表 成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

4 コミュニケーション支援事業

(1) サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者等を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

(2) 見込量

手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は、手話通訳者の活用を図ることとし、過去の実績をもとにして、平成 26 年度のサービス必要量を 7 人と見込みます。

図表 コミュニケーション支援事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	人	5	6	7

※利用人数

5 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

利用者負担は、原則基準額の1割です。

(2) 見込量

平成26年度における日常生活用具給付等事業について、以下の通り見込みます。それぞれ、現在の利用状況から求めた数値です。平成26年度には、介護訓練支援用具を12件、自立生活支援用具を9件、在宅療養等支援用具7件、情報・意思疎通支援用具を4件、排せつ管理支援用具を450件、住宅改修費は2件とします。

図表 日常生活用具給付等事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	件	8	10	12
自立生活支援用具	件	7	8	9
在宅療養等支援用具	件	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	4
排せつ管理支援用具	件	430	440	450
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2

6 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 見込量

平成22年度の実利用者数17人に対し、平成26年度で22人を見込みます。利用時間は924時間とします。

図表 移動支援事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	人	18	20	22
	時間	756	840	924

※実利用人数、延利用時間

7 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容

地域活動支援センターでは、障がい者等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。このうち「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」としてⅠ型～Ⅲ型の各類型により、相談機能、機能訓練、小規模作業所等の機能を実施する事業があります。

(2) 見込量

基礎的事業及び機能強化事業Ⅰ型を市内1箇所を実施します。平成23年度の登録者数は62人に対し、平成26年度は72人の利用を見込みます。

図表 地域活動支援センター事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業及び機能強化事業	箇所	1	1	1
	人	64	68	72

※実利用人数

8 その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

平成22年度の実績をもとにして、平成26年度のサービス必要量を8人と見込みます。

図表 訪問入浴サービス事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	人	7	7	8

※実利用人数

(2) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

平成26年度のサービス必要量は、7箇所750人日の利用を見込みます。

図表 日中一時支援事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	箇所	7	7	7
	人日	650	700	750

※延利用人数

(3) 生活支援・生活サポート事業

介護給付決定者以外の人で、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、買い物、家事、服薬管理、金銭管理など障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

生活支援・生活サポート事業の平成26年度の事業量は915時間を見込みます。

図表 生活支援・生活サポート事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活支援・生活サポート事業	時間	885	900	915

※延利用時間

(4) 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ほぼ現況のニーズ量を見込みます。

図表 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業の見込量

(年間)

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許取得助成事業	件	2	2	2
自動車改造助成事業	件	4	5	6

第4章 サービス見込量の確保の方策

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、市内外のサービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、サービスの充実・強化を図るとともに、民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

(1) 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の訪問系5サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。

(2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供の強化、促進を図ります。

(3) 生活の場となるサービス

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の新規開設について、事業所等と協議・検討していきます。

(4) その他

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、指定特定相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

資料編

資料 1 胎内市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による胎内市障害者計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、胎内市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換及び検討を行う。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体若しくは機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）のうちから市長が選任する。

- (1) 障害者団体
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 医療関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 商工会
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) ボランティア団体
- (8) 県の機関
- (9) 学識経験者
- (10) 市の機関

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ当該委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長が特に必要と認めたときは、委員の一部をもって開くことができる。

3 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

資料2 胎内市障害者計画策定委員名簿

任期：計画策定の日まで

団体又は機関	氏名	職業・役職等
1号委員	佐藤 寧治	胎内市身体障害者福祉協会代表
1号委員	緒形 政雄	たいないつくし会会長
1号委員	伊藤 良子	手をつなぐ育成会会長
2号委員	佐藤 渡	胎内市民生児童委員協議会連合会会長
3号委員	浅田 芳弘	黒川診療所長
4号委員	平野 庄一	教育委員長
5号委員	大花 誠	中条町商工会主任
5号委員	坂上 正昭	黒川商工会事務局長
6号委員	羽田野 英治	社会福祉法人胎内市社会福祉協議会事務局長
6号委員	村山 茂和	地域生活支援センターぐみの郷統括施設長
6号委員	齋木 一則	社会福祉法人七穂会虹の家主任指導員
6号委員	須貝 春夫	社会福祉法人青空会こぼと作業所施設長
6号委員	九原 克務	社会福祉法人加治川郷大峰寮寮長
6号委員	大澤 聡子	よりあいサークルけやきの杜施設長
7号委員	石山 節子	ボランティアセンター運営委員長
8号委員	長谷川 輝	新発田地域振興局地域福祉課課長代理
9号委員	新津 亨男	知的障害者相談員
9号委員	大平 勇二	身体障害者相談員
10号委員	藤木 繁一	市民生活課長
10号委員	小野 孝平	学校教育課長
10号委員	川崎 裕司	地域整備課長
計	21名	

資料3 計画の策定経過

期 日	内 容
平成23年8月29日	胎内市自立支援協議会専門部会 ・アンケート調査項目の検討
平成23年10月10日～ 10月27日	胎内市第3期障がい福祉計画策定アンケート調査 平成23年9月16日現在の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1,369件
平成23年11月21日	第1回胎内市障がい者計画策定委員会 ・障がい者計画及び障がい福祉計画の概要について ・策定スケジュールについて
平成23年12月26日	胎内市自立支援協議会専門部会 ・計画素案についての検討
平成24年1月26日	第2回胎内市障がい者計画策定委員会 ・アンケート調査の報告 ・計画素案についての検討
平成24年2月1日～ 2月24日	市民意見の募集
平成24年3月2日	第3回胎内市障がい者計画策定委員会 ・市民意見募集の報告 ・計画最終案について

資料4 障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二三年八月五日法律第九〇号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

- 第十四条** 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

- 第十五条** 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用等の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提

供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

資料5 障害者自立支援法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五章 障害福祉計画

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の

規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料6 用語集

【あ行】

インクルーシブ・インクルージョン (inclusive inclusion)

「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳される。教育現場では、包括的教育と訳され、障がい者と健常者とを区別せず、同じ教室で学ばせること。社会的には、障がい者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

NPO

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織（団体）。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられる。

応益負担・応能負担

応益負担は、サービス提供に対し、その内容、価格に応じた負担をすること。これに対し応能負担は、その人の収入等に応じて払える範囲で負担すること。

【か行】

学習障がい (LD : learning disability)

字を書く・読む、話す・聞く、計算することなどのどれかの習得、使用に目立った障がいがあることをいう。平成11年、旧文部省が、「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義している

筋萎縮性側索硬化症 (ALS)

手足・のど・舌の筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気です。筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かす運動神経細胞が死んでしまうために筋肉がやせて力が弱くなっていく難病。

筋ジストロフィー

筋肉自体に遺伝性の異常が存在し、進行性に筋肉の破壊が生じる様々な疾患の総称。筋力低下や筋萎縮が左右対称に生じ、皮膚の知覚がよく保たれる点で神経性の障がいとは区別される。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。ほとんど介護の必要でない軽度障がい者を対象とする。

ケアホーム

介護の必要な中重度障がい者(区分2以上)を対象とする共同生活介護。グループホーム支給決定者は、場合によりケアホームに入居できるが、ケアホーム支給決定者のグループホーム入居は認められていない。

ケアマネジメント

個別の要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業所及び施設との連絡調整を図り、要介護者等の自立した日常生活を支援すること。

高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出る。症状には、失語症や認知症などがある。その障がいは外からでも分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障がいと言われている。

【さ行】

災害時要援護者台帳

災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者やひとり暮らし高齢者など災害時要援護者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等地域コミュニティのご協力を得て、災害時要援護者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものである。

社会福祉協議会

地域住民をはじめ、社会福祉関係者などの参加のもとに、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし活動する民間団体。

就労援助指導員（ジョブコーチ）

障がい者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

自閉症

脳の機能障がいあるいは成熟の遅れが原因と考えられている障がい。乳児期から他者と視線が合わない、あやしても笑わないなど、愛着行動の遅れが見られる。しかし、親や世話をしてくれる人に愛着を示すようになり、人を拒絶しているわけではない。特徴としては、幼児期には表情の乏しさや反応の少なさなどが見られ、また、他の子供に無関心で遊びに加わらない、言葉の遅れや他人の言葉を繰り返す(反響言語)、抑揚のない話し方、などがある。こだわりが強く生活上のパターンの変化を嫌がり、儀式的な行動が見られる。通常、3歳くらいまでに特有の症状が出現するが、年齢によってその現れ方は変化する。幼児期からの自閉症療育で、成長してからの状態が改善する率が高くなる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。平成12年4月から施行されている。

スクールカウンセラー

不登校・いじめ・問題行動への適切な対応、助言・援助を行なうための臨床心理士・精神科医などの専門家。

【た行】

地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織。

注意欠陥・多動性障がい（AD／HD：attention deficit／hyperactivity disorder）

幼児期に現れる発達障がいの一つ。不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいが原因とされる。なお、年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが、不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

【な行】

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

ノーマライゼーション

障がいのある人が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

もともとは障がいのある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

はじめからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

【ら行】

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。

理学療法

身体に障がいのある人に対し、運動療法・マッサージなどにより、リハビリテーションとして行う治療。

リハビリテーション

障がいのある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障がいのある人の全人的復権」を理念とする。

胎内市障がい者計画・第3期胎内市障がい福祉計画

発行：平成24年3月

企画・編集：新潟県 胎内市 健康福祉課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL：(0254) 43-6111

FAX：(0254) 44-8040